

# 第5期西東京市地域福祉計画

[素案たたき台（第3回会議）]

(表紙裏 白紙)

## 目次

計画の見取り図.....	1
第1章 計画策定に当たって .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 地域福祉とは .....	6
3 計画の位置付け.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定方法 .....	9
第2章 西東京市の状況 .....	12
1 データで見る状況.....	12
2 市民等の意見(各種調査結果).....	20
3 地域福祉を進める上での課題 .....	24
第3章 計画の目指すもの .....	27
1 西東京市版地域共生社会とは .....	27
2 基本理念 .....	30
3 基本方針 .....	31
4 計画の体系.....	32
第4章 重点的な取組 .....	33
重点的な取組1 つながりづくり.....	34
重点的な取組2 相談体制づくり.....	36
重点的な取組3 情報発信の工夫.....	38
第5章 施策の展開 .....	40
基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり.....	40
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり .....	45
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり .....	50
基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり.....	57
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり .....	63
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり .....	67
第6章 計画を推進するために.....	72
1 協働による計画の推進.....	72
2 計画の評価と進行管理 .....	74

第7章 西東京市成年後見制度利用促進基本計画 .....	76
第8章 西東京市再犯防止推進計画.....	77
資料編.....	78
1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿 .....	78
2 策定経過 .....	78
3 用語解説 .....	78
4 統計データ .....	79
5 各種調査結果概要 .....	88

## 計画の見取り図

Q どんな計画？

A 「誰もが暮らしやすい地域づくり」を進めるための計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。

Q 計画の目指すものは？

A 西東京市版地域共生社会の実現に向けて、市(行政)・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等と一緒に、暮らしやすい地域にするため、地域福祉の活動に取り組みます。

Q 今回(第5期)、特に力を入れることは？

A 3つです。

- ①どの世代も地域での交流の少なさを感じています。そのため、地域共生社会を実現する上での基礎となる“つながりづくり”を一層進めます。
- ②どの地域にも支援が必要な状況にある人や世帯が見られます。そのため、困りごとのある人に寄り添う“相談体制づくり”を更に強化します。
- ③相談窓口の認知度が依然として低い状況です。そのため、全ての人に対する“情報発信の工夫”を継続して進めます。



Q 引き続き、取り組むことは？

A 6つの目標に取り組んでいきます。

基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり

基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### ■国の動向

国では、平成12年12月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定が規定されて以降、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成29年6月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化などが進められました。令和2年6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村における包括的な支援体制構築のための支援が規定され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

また、この間、災害時の避難行動支援に係る体制強化、生活保護に至る前段階の生活困窮者を支援する取組、成年後見制度利用促進法の制定、再犯防止推進法の制定、孤独・孤立対策の重点計画の策定なども進められました。国民の生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）に資するこうした取組も地域福祉の範疇に位置付けられています。

### 第4期西東京市地域福祉計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
令和元年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	
令和3年	厚生労働省通知「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する 指針の一部を改正する件について」	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」改正
令和4年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」まとめ
令和5年		「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

## ■ 東京都の動向

東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されました。その後、社会福祉法の改正を始めとする法・制度の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」がそれぞれ策定されました。また、令和元年7月には「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

### 「第二期東京都地域福祉支援計画」の主な項目

<p>&lt;3つの基本理念&gt;</p> <p>①誰もが、<u>所属や世代を超え、地域でともに参加・協働</u>し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京</p> <p>②地域の課題について、<u>身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながる</u>ことができる東京</p> <p>③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、<u>地域づくりに参画</u>することができる東京</p> <p>&lt;主な改定事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 前計画後の社会情勢の変化を反映(社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など)</li><li>● 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述(ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方など)</li></ul>
--

## ■新たな社会課題

### <孤独・孤立対策の視点>

国では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）を策定しました。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点などが挙げられています。

社会とのつながりが少なく「孤立」し、不安や悩みを抱えて「孤独」である当事者には、例えば、コロナ禍をきっかけに生活困窮になった人、病気や障害のある人、子育て期の保護者、不登校の児童生徒、独居高齢者、薬物依存の人、DV等の被害者、非行・刑余者、外国人、LGBTQ（性的少数者）などが考えられます。この中には、ひきこもりの状態にある人やヤングケアラーも含まれます。ヤングケアラーは「本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」（こども家庭庁HP）のことです。

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題について、「望まない孤独」及び「孤立」の状態にある当事者や家族等に対し、本人が望む形で社会参加ができるよう、社会全体で一層の取組が必要となっています。

### <SDGsの視点>

SDGs（エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

我が国でも、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標（ゴール）の達成に向けて取り組んでいます。



市では、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度まで10年間のまちづくりの方向性を示す「西東京市第3次基本構想・基本計画」（以下「第3次総合計画」という。）において、SDGs（持続可能な開発目標）を意識してあらゆる施策を推進する考えを示しています。そのため、本計画においても、関連するSDGsの目標（ゴール）を念頭において取り組む必要があります。



### <新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた視点>

令和2年から数年間にわたる新型コロナウイルス感染症の感染拡大（パンデミック）（以下「コロナ禍」という。）は、それまでの経済活動や生活様式を大きく変えました。

あらゆる世代への長期的な影響が懸念されることであり、福祉的な支援の必要性が高まることも考えられます。また、コロナ禍をきっかけとし、新しい生活様式として広がったオンラインツールを相談支援や多世代のつながりなどに活用していくことが期待されます。

### ■西東京市の取組、計画策定の趣旨

市では、平成12年12月公布の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に第1期となる「西東京市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成21年3月に「第2期西東京市地域福祉計画」、平成26年3月に「第3期西東京市地域福祉計画」、平成31年3月に「第4期西東京市地域福祉計画」をそれぞれ策定し、法・制度の動向や市民ニーズに対応してきました。

また、市の地域福祉推進の理念は、第2期計画以降、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」としてきました。この理念を継承しつつ、第4期計画では、市民、行政や専門機関などを含めた地域のあらゆる主体が活かしあい、ともに活躍し、活気があるまちを目指すという意味を込め、副題に「～ともに生きる!まちづくり～」を設定しました。

第4期計画期間においては「西東京市版地域共生社会」の推進に向けて、ほっとネット推進員の増加やコーディネーターの増員などを図り、地域づくりを進めました。さらに、令和2年には、福祉丸ごと相談窓口の開設やえぼっくの基幹相談支援センター化を行うなど、専門機関と連携した相談支援体制の強化を図りました。

一方、人口・世帯の増加、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、そして、令和2年から数年に及ぶコロナ禍などの影響もあり、世代や属性を越えたつながりを増やすことが依然として課題となっています。また、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題等の背景にある孤独・孤立の問題を始め、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。

こうした中、現行の第4期計画が令和5年度で満了することに伴い、法・制度の動向及び市を取り巻く状況を踏まえ、地域福祉に求められる役割を整理した上で、これまでの成果とこれからの課題への対応を進めるために、新たに「第5期西東京市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」であり、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものです。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、「自助」と「公助」だけでなく、市民同士の支え合いにより解決していく「互助」や「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。

市民の主体的な活動で対応できるもの	協働で取り組むもの		行政施策として行うべきもの
<small>じじょ</small> <b>自助</b> 個人や家庭による 自助努力	<small>ごじょ</small> <b>互助</b> 自治会、ボランティア、NPOなど、地域の中の市民同士の支え合い	<small>きょうじょ</small> <b>共助</b> 制度化された相互扶助での助け合い	<small>こうじょ</small> <b>公助</b> 保健・医療・福祉などの公的な支援・サービス

### 参考 国の定義

平成 25 年3月の地域包括ケア研究会報告書では、自助・互助・共助・公助を以下の様に定義しています。

「公助」は税による公の負担、

「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、

「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。

これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

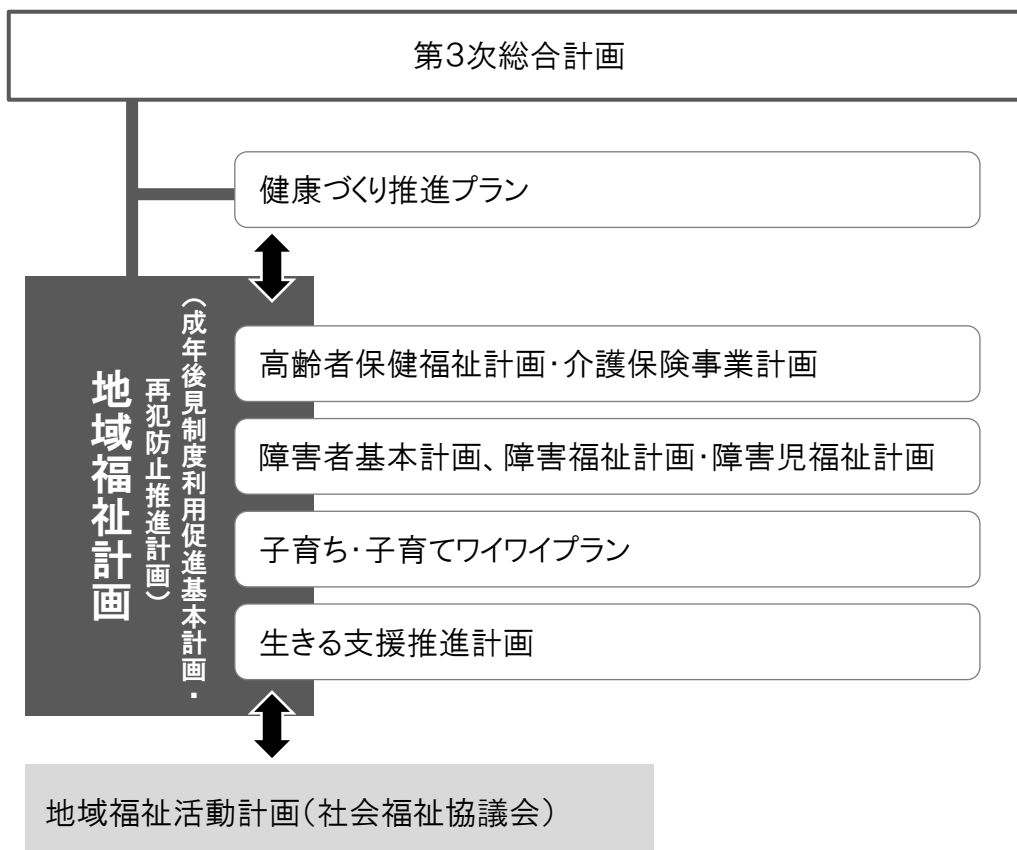
### 3 計画の位置付け

本計画は以下の法律を根拠に策定しています。

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」

本計画は、第3次総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、策定しています。同時に、福祉分野の上位計画として、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン、生きる支援推進計画）を横断的につなぐとともに、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、健康福祉施策を推進する役割を担っています。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と市が目指す地域共生社会の姿を共有し、相互に連携を図っています。



## 4 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年を計画期間とします。

	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)
総合計画	第2次基本構想 後期基本計画					第3次基本構想 前期基本計画				
地域福祉計画	第4期					第5期				
健康づくり推進プラン	第2次(*計画期間を1年延伸)					第3次				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第四次					第五次				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期			第10期		
障害者基本計画	第1期					第2期				
障害福祉計画	第5期	第6期			第7期		第8期			
障害児福祉計画	第1期	第2期			第3期		第4期			
子育て・子育てワイワイ プラン	第2期					第3期(R7~16)				
生きる支援推進計画	第1次(*計画期間を1年短縮)					第2次				

## 5 計画の策定方法

### (1) 市民(18歳以上)、民生委員・児童委員アンケート調査

本調査は、市民及び民生委員・児童委員の皆様から、近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に係る状況や意向などをお聞きし、今後の計画策定に反映するために実施しました。

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の18歳以上市民より無作為抽出	全民生委員・児童委員
配付・回答	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答(回答者選択)	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答(回答者選択)
調査期間	令和4年12月14日～同月28日	令和4年11月25日～翌月28日
配付	2,500件	146件
回答	1,020件(郵送785件、WEB235件)	130件(郵送115件、WEB15件)
回答率	40.8%	89.0%

### (2) 小学生、中学生、高校生、大学生等アンケート調査

本調査は、西東京市子ども条例等を踏まえ、子どもや若者に対し、地域福祉に係る意見や活動状況などをお聞きし、今後の計画策定に反映するために実施しました。

種類	①大学生等	②小・中学生・高校生
対象	大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援への来場者	小・中学生：市内小学校5年生、中学校2年生(全校(各校1クラス)) 高校生：市内高等学校2年生(全校(各校1クラス))
配付・回答	大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援における調査票の直接配付、回答	学校を通じ、調査票の直接配付、回答
調査期間	令和4年11月12日	令和5年1月16日～翌月3日
配付	119件	小学生615件 中学生346件 高校生193件
回答	112件	小学生577件 中学生315件 高校生106件
回答率	94.1%	小学生93.8% 中学生91.0% 高校生54.9%

### (3) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線で地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたくために実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	令和5年1月22日	23人
		第2回	令和5年2月 5日	23人
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	令和5年1月22日	23人
		第2回	令和5年2月 5日	23人
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	令和5年1月21日	25人
		第2回	令和5年2月 4日	24人
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	令和5年1月21日	25人
		第2回	令和5年2月 4日	21人
全地区合同発表会		第3回	令和5年2月19日	50人

### (4) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に係る団体や事業者の状況や各分野での課題等を把握するために実施しました。

#### ■アンケート調査

種類	団体	事業者
配付	20団体	30事業者
回答(回答率)	7団体(35.0%)	10事業者(33.3%)
対象	市内で活動する団体(高齢、障害、児童、生活困窮等の分野)	
配付・回答	調査票の郵送配付、郵送回答	
調査期間	令和4年12月14日～同月28日	

#### ■ヒアリング調査

種類	団体	事業者
実施	4団体	8事業者
調査期間	令和5年2月13日～同月22日	

(5) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

地域福祉計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

令和4年度：3回開催

令和5年度：●回開催

(6) パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント及び市民説明会において計画書素案を公表し、市民の意見を募集しました。

種類	パブリックコメント	市民説明会
期間	令和5年●月●日～同年●月●日	令和5年●月●日及び同月●日
意見	●件	—

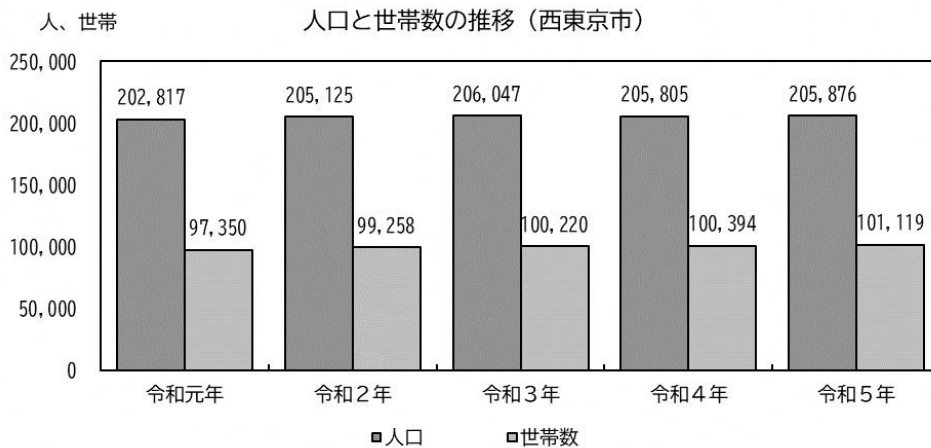
## 第2章 西東京市の状況

### 1 データで見る状況

\*このほかの統計データは資料編に掲載

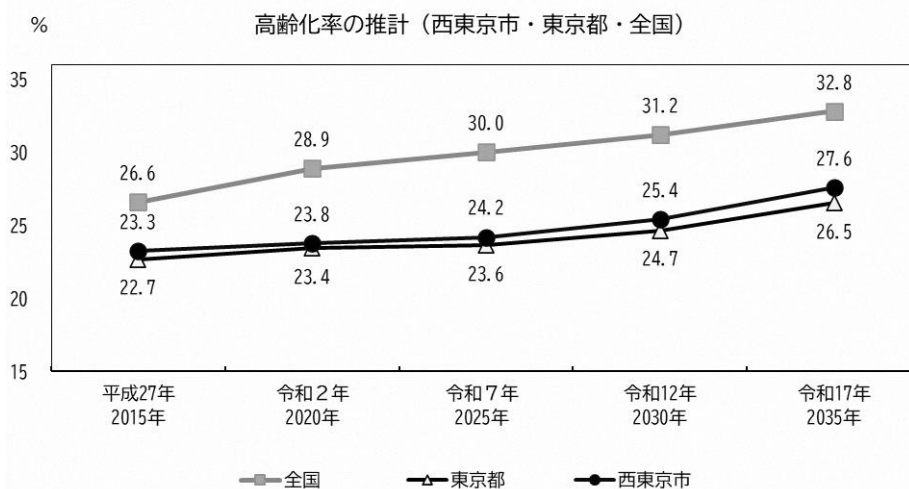
#### ■人口・世帯

- 近年、増加していた人口は、令和3～5年に206,000人前後で横ばいとなっています。世帯数は、毎年、増加しています。



資料：東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（各年1月1日現在）  
統計にしとうきょう（平成31年版～令和4年版）（各年1月1日現在）

- 年齢で見ると、0～14歳及び15～64歳人口が減少傾向、65歳以上人口が増加傾向にあり、少子高齢化が引き続き進んでいます。高齢化率は、令和12（2030）年に25.4%になる見通しです。



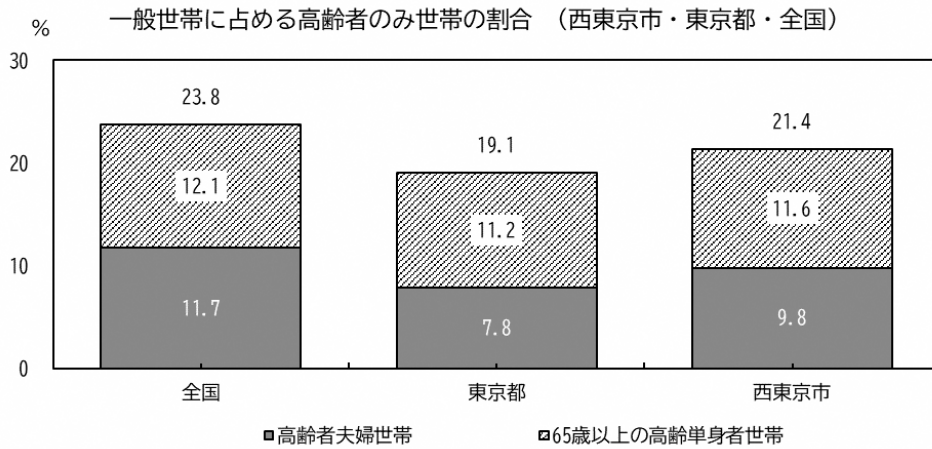
注：全国・東京都は令和2年以降推計値、西東京市は令和7年以降推計値

資料：全国・東京都…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

西東京市…人口推計調査報告書（令和4年11月）

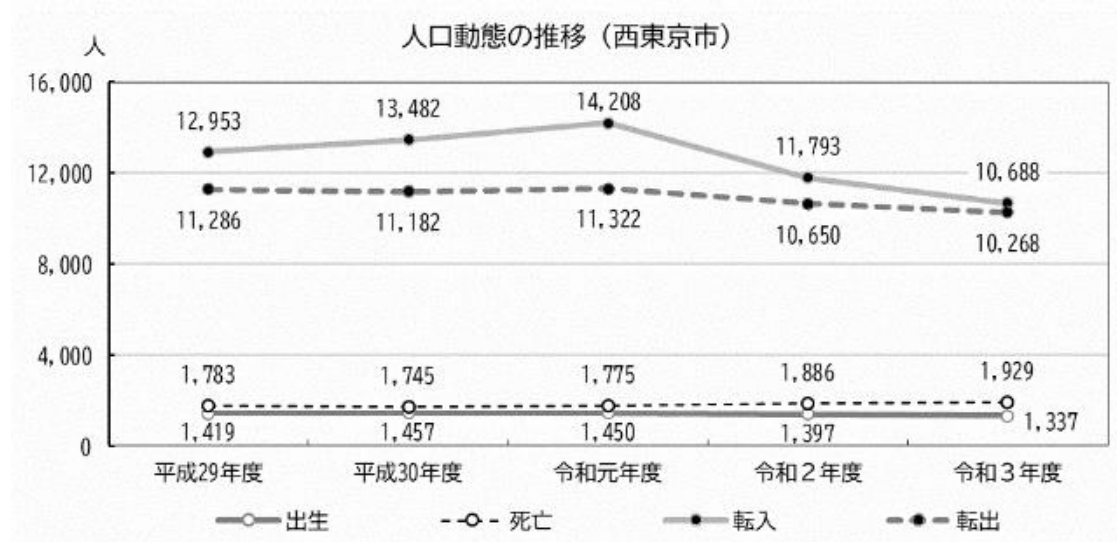


- 高齢者のみ世帯、高齢者夫婦世帯、65歳以上の高齢単身世帯のそれぞれの割合は、東京都より高くなっています。



定義：高齢者夫婦世帯…夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯  
 65歳以上の高齢単身世帯…65歳以上の単独世帯  
 資料：国勢調査（令和2年）人口等基本集計

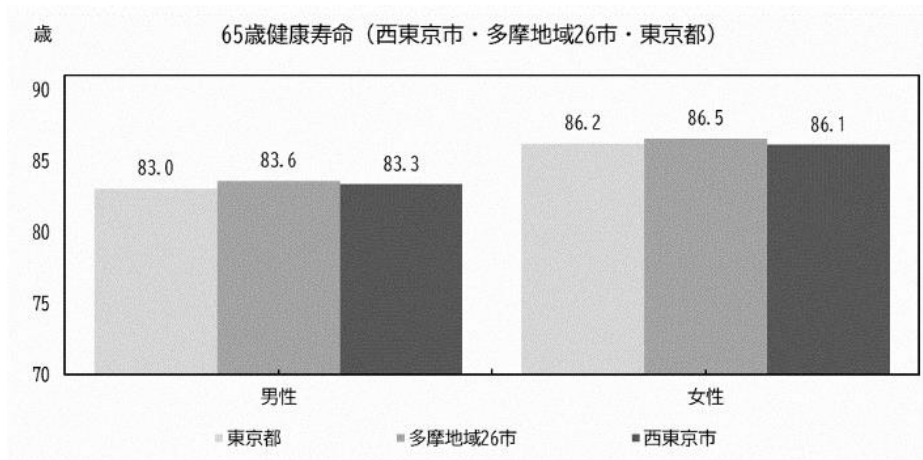
- 転入数は、令和元年度以降、減少しています。一方、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減が少しずつ拡大しています。



資料：統計にしよう（平成30年版～令和4年版）

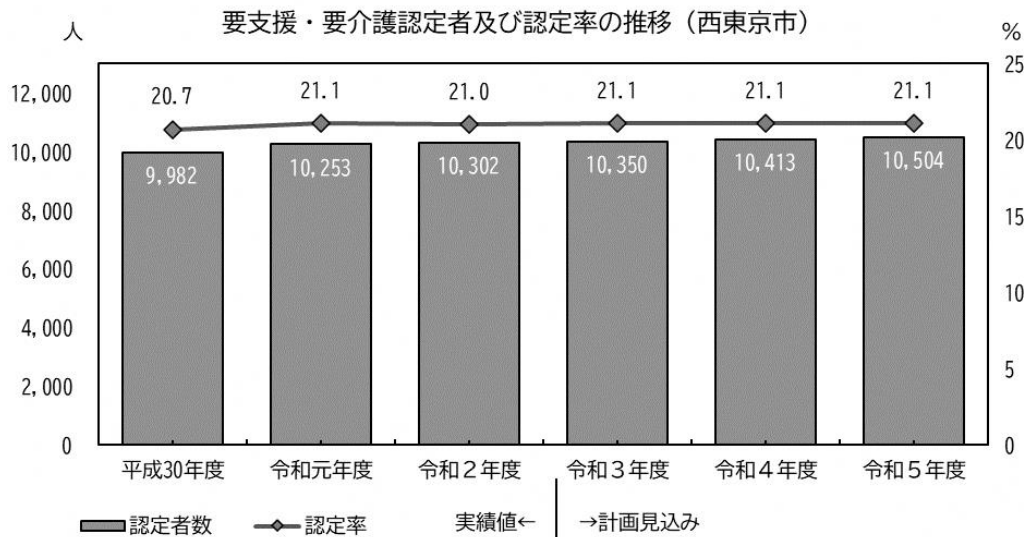
■健康・福祉

- 65歳以上健康寿命は、男女ともに、多摩地域26市平均をわずかに下回ります。



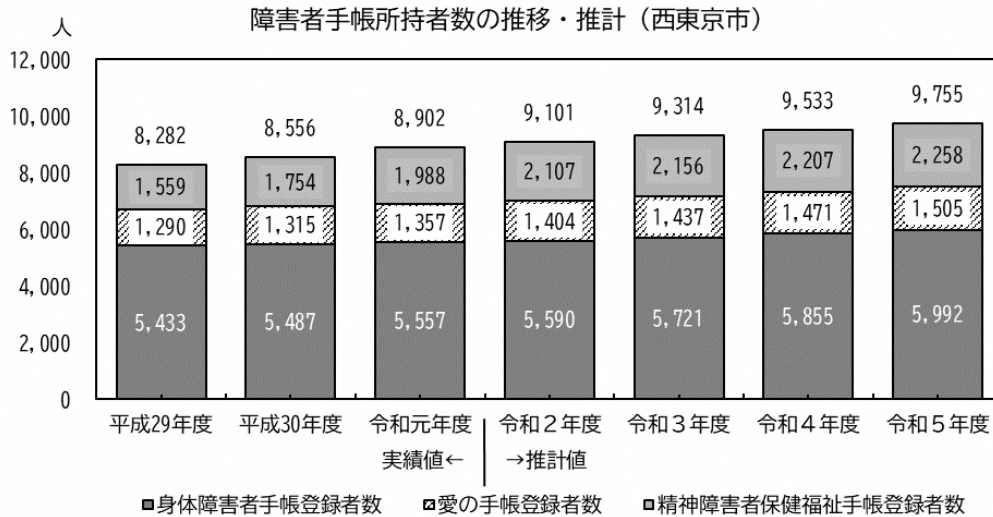
定義：要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合  
資料：令和3年 65歳健康寿命算出結果区市町村一覧（東京都保健政策部）

- 要支援・要介護認定者及び認定率は、令和2年度までの3年間は横ばいとなっています。市介護保険事業計画では令和5年度まで21.1%の認定率が続くと見込んでいます。



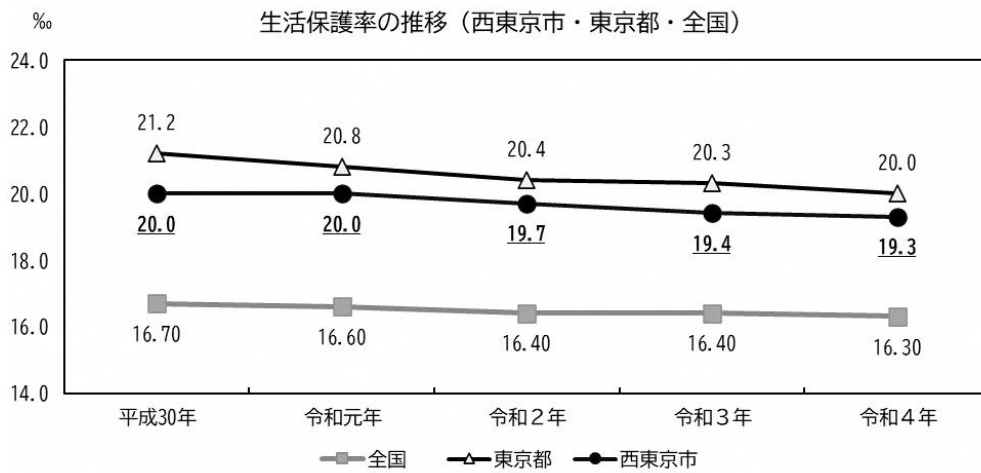
資料：西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

- 障害者手帳所持者数の推移(実績)を見ると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあります。市の障害者及び障害児に係る福祉計画では、令和5年度には3つの手帳所持者合計で9,755人と推計しています。



資料：第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画  
(令和3年度から令和5年度まで) ※各年度3月31日

- 生活保護率は、全国より高く、東京都より低い水準で推移しています。



注：全国の値は速報値。 1‰=0.1%

資料：令和4年版統計にしとうきょう（各年3月31日）

■成年後見

- データ

グラフ追加

■再犯防止

- データ

グラフ追加

(白紙ページ)

■第4期計画の評価指標で見る進捗状況

- 全19指標のうち、目標達成は4項目、目標達成に近づいた指標は4項目、目標から遠のいた指標は11項目です。

進捗:◎目標達成 △目標近づく ■目標から遠のく

項目	現状値	目標値	最新値	進捗	
	平成29年度	令和5年度	令和4年度	◎△■	
	(2017年度)	(2023年度)	(2022年度)		
<b>基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり</b>					
ボランティア・市民活動センター登録者数	504人	700人	415人	■	
自治会・町内会等の加入世帯数	19,177世帯	20,186世帯	20,292世帯	◎	
市民アンケート【今後、福祉に係るボランティアに参加したいとお考えですか。】という設問において「積極的に参加したい・できるだけ参加したい」と回答した人の割合	39.7%	42.2%	30.6%	■	
<b>基本目標2 みんながつながりあう地域づくり</b>					
ふれあいのまちづくり事業における地域活動拠点	利用登録団体	83団体	100団体	72団体	■
	延べ利用者数	15,260人	18,000人	7,306人	■
	延べ利用回数	3,424回	4,000回	1,266回	■
地域協力ネットワーク	設立数	2団体	4団体	4団体	◎
	参加団体数	60団体	128団体	187団体	◎
市民アンケート【お住いの地域に次のようなこと(課題)を感じていますか。】という設問において「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」と回答した人の割合	14.2%	11.7%	20.6%	■	
<b>基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり</b>					
地域福祉コーディネーター相談件数	1,059件	1,749件	1,331件	△	
女性相談件数	493件	550件	332件	■	
権利擁護センター「あんしん西東京」での相談件数	945件	1,100件	1,492件	◎	
<b>基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり</b>					
高齢者層における地域包括支援センター認知度※1	48.4%	58.4%	57.6%	△	
福祉サービス第三者評価の受審件数	65件	90件	83件	△	
<b>基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり</b>					
防災市民組織の数	97組織	150組織	94組織	■	
市民アンケート【日ごろから地域の防災訓練に参加していますか】という設問において「参加している」と回答した人の割合	12.2%	14.7%	9.8%	■	
消費者生活相談件数※2	1,161件	1,100件	1,388件	■	
<b>基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり</b>					
はなバスの輸送人員※3	2.09人/km	2.18人/km	1.87人/km	■	
市民アンケート【お住いの地域に次のようなこと(課題)を感じていますか。】という設問において「移動手段が整っていない」「買い物へ行くのに不便を感じている」と回答した人の割合	16.5%	14.0%	14.8%	△	

※1 平成28年度高齢者一般調査による

※2 消費者トラブルの未然防止による相談件数の減少が目標

※3 1日1km当たりの輸送人員

## ■第4期計画の評価指標の進捗状況と主な課題

### 「基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり」の進捗状況

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会・町内会等加入世帯数が1,000世帯以上増加し、目標を上回りました。</li> <li>● ボランティア等の登録者数、福祉に係るボランティアへの市民の参加意向ともに減少しました(コロナ禍で活動自粛を余儀なくされた影響も考えられます)。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉分野のボランティアや活動への関心を高めるための工夫が引き続き必要です。</li> </ul>

### 「基本目標2 みんながつながりあう地域づくり」の進捗状況

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域協力ネットワークが4地区に広がり、参加団体数も3倍になりました。</li> <li>● ふれあいのまちづくり事業の3つの指標、居場所の数に係る市民評価は、ともに減少しました(コロナ禍で活動自粛を余儀なくされた影響も考えられます)。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域協力ネットワークの広がりには大きな成果である一方、ふれあいのまちづくり事業と居場所づくりの活動を再び充実させていくことが課題です。</li> </ul>

### 「基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり」の進捗状況

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉コーディネーターと権利擁護センター「あんしん西東京」の相談件数が増加しました。特に「あんしん西東京」は、約1.6倍に急増しています。</li> <li>● 女性相談は、件数が減少しました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民がどのようなことでも気軽に相談できるよう、継続的な工夫が必要です。</li> </ul>

### 「基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり」の進捗状況

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者層の地域包括支援センター認知度、福祉サービス第三者評価受審件数は、ともに増加しました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者本位のサービスの充実に向けた取組が引き続き必要です。</li> </ul>

### 「基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり」の進捗状況

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3つの指標ともに目標を達成できませんでした(コロナ禍による防災訓練の中止も影響したと考えられます)。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災力を高めるための工夫、消費者トラブルの未然防止を図る取組を充実させることが必要です。</li> </ul>

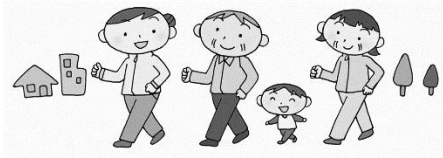
### 「基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり」の進捗状況

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● はなバス輸送の指標(1日1km当たりの輸送人員)は、目標から遠のきました(コロナ禍による外出自粛も影響したと考えられます)。</li> <li>● 移動手段(買い物時など)が整っていないと回答した人の割合は、減少しました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化を見据え、移動手段を含めた生活の利便性を高める取組が必要です。</li> </ul>

## 2 市民等の意見（各種調査結果）

\*資料編「各種調査結果概要」に調査結果を掲載

### ■地域でのつながり ～交流する機会や気軽に集まれる場が少ない～



- 小学生・中学生・高校生アンケート(問6)によると、地域で課題に感じることは、「特にない」を除き、「近所との交流が少ない」、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」を挙げています。
- 民生委員・児童委員アンケート(問6)では、全ての担当圏域で「市民同士の交流が少ないこと」を課題と捉えています。
- 団体アンケート(問9)や事業者アンケート(問3)からは、「近所との交流が少ない」、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」、「必要な支援につながっていない人がいる」などを課題に挙げています。
- 市民アンケートでは、多くの市民が「地域での人との付き合いや関わりが必要」(問9)、「近所との交流が少ない」(問13)、「緊急時には地域の助け合いが必要」(問15)と考えています。
- 地区懇談会では、4つの地区とも「世代間の交流、交流の場が少ない」、「つながりが弱い」を課題に挙げています。



## ■地域活動・ボランティア活動 ～気軽、誰でもできる、自分に役立つ活動～



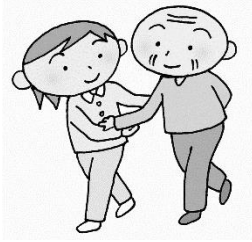
- 小学生・中学生・高校生アンケート(問12)では、参加しやすい活動として「気軽に行えること(時間が短いなど)」、「誰にでもできること」、「自分の得意なこと・経験をいかせること」を挙げています。
- 大学生アンケート(問5)では、参加しやすい地域活動として「気軽に行えること(単発、時間が短いなど)」、「自分の将来に役立つこと」を重視しています。
- 市民アンケート(問20)では、地縁が基盤の活動より、同じ趣味や目的を持つ人達の活動の方が参加しやすいと考えています。また、活動で重視する点(問21)に「気軽に行えること(単発、時間が短いなど)」を挙げ、参加の条件(問22)には「時間や期間にあまりしぼられない」、「参加することでメリットがある(報酬など)」などが挙げられています。
- 市民アンケート(問24)によると、約3割は福祉に係るボランティア活動への参加意向を持っています。

## ■地域福祉活動 ～連携やネットワークが重要～



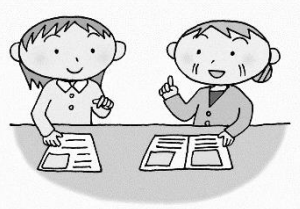
- 団体アンケート(問6)で団体が活動する上での課題は「新しいメンバーが入らない」が最も多くなっています。向こう5年間で直面すると思われる課題(問12 自由記述)に「会員の減少、役員の高齢化」を挙げている団体があります。
- 市の地域福祉推進に最も重要なことは、事業者アンケート(問12)では「地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置」と「施設、住民を含めたネットワークづくり」、民生委員・児童委員アンケート(問23)では「地域における連携体制づくり」を挙げています。

■地域の状況 ～支援が必要な状況にある人や世帯はどの地域にも見られる～



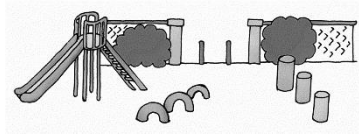
- 民生委員・児童委員アンケート(問8)、団体アンケート(問8)によると、何らかの支援が必要な状況にある人や世帯、ひきこもりのケースがどの地域にも見られると回答しています。
- 地区懇談会では、ヤングケアラー、子育て支援の問題が取り上げられました。また、困っている・よくしたいことに「外国人、異文化の方への支援・理解」、「外国にルーツを持つ家庭のお子さんがなかなか把握できない」、「外国人との交流」を挙げています。
- 事業者アンケート(問4 自由意見)では、支援の必要な人・世帯を支える上での課題として「ひきこもりや未治療の方への支援を多事業所でサポートする体制」、「家庭単位での支援の強化」などを挙げています。

■相談支援 ～相談窓口の認知度は不十分、分かりやすい情報の提供～



- 市民アンケート(問30)によると、自分や家族がどこに相談すればいいか分からない困り事のある人は1割強となっています。相談窓口の利用方法(問32)に「土日・祝日の相談」、「チャット、LINEなどで相談できる」ことへの希望もみられます。
- 市民アンケート(問問26①②)の結果をみると、「ほっとネットステーション」、「地域福祉コーディネーター」、「ほっとネット推進員」に係る認知度は十分とはいえません。また、市の地域福祉推進のために最も重要な取組(問41)として「分かりやすい情報の提供」を挙げています。さらに、個人情報取り扱い(問33)については「適切な支援を行うためには提供もやむを得ない」が6割台となっています。

■住みやすい環境づくり ～自然や公園が多い、交通利便性の向上～



- 小学生・中学生・高校生アンケートによると、まちの印象(問16 自由記述)は「自然や公園が多いまち」、住みたいまち(問17 自由記述)にも「自然や公園が多いまち(遊具がたくさんある公園)」が挙げられています。
- 大学生アンケートからは、まちの印象(問6 自由記述)は「住みやすい、暮らしやすい、生活しやすいまち」、「穏やか、落ち着くまち」などです。住みたいまち(問12 自由記述)には「人にやさしく、思いやりのあり、穏やかなまち」が挙げられています。
- 住みにくい理由について、市民アンケート(問34付問)では「道路の段差が多い・歩道が整備されていない」、民生委員・児童委員アンケート(問15付問)では「買い物などが不便」、「道路の段差が多い・歩道が整備されていない」ことを上位に挙げています。
- 地区懇談会では、4地区に共通して「市内の交通の便が悪い」という意見が出ています。

### 3 地域福祉を進める上での課題

市の状況とアンケート調査や地区懇談会の結果などから、地域福祉を進める上で特に重要な課題を整理します。

課題① 交流を増やし、地域のつながりづくりを一層進める必要があります

#### 第4期計画の取組・成果

- 市では、地域でのつながりづくりを市民や関係団体などと連携して進めており、ほっとネット推進員の増加、コーディネーターの増員、地域福祉活動助成を受けた団体支援などで一定の成果が見られました。
- しかし、高齢化の進行や転入者が増えてきたこと、そして、新型コロナウイルス感染症の流行による様々な活動が制限された影響などもあり、どの世代も地域での交流の少なさを感じている状況です。



#### これからの課題

- 地域のつながりが地域福祉の基盤であることから、ほっとネット推進員、コーディネーター、地域団体などと協力して、住民が気軽に交流したり、悩みを話し合えたりする機会の増加により一層、取り組む必要があります。
- 将来にわたって、地域活動の担い手を確保・育成できるよう、多くの住民が地域の様々な活動に参加する環境づくりを進める必要があります。

## 課題② 誰もが支援につながる相談体制を更に強化する必要があります

### 第4期計画の取組・成果

- 令和2年の「断らない相談窓口」として福祉丸ごと相談窓口の開設、えぼっくの基幹相談支援センター化を始め、既存の地域包括支援センター、子ども家庭支援センターのどかを拠点にあらゆる相談を受け付け、専門機関と連携し、支援する体制を強化してきました。



- 一方、相談先が分からない困り事を抱えている市民も1割程度いるものと見られます。また、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者はもちろん、どの地域にもひきこもり、ヤングケアラー、外国人や外国にルーツを持つ子どもなど、何らかの支援が必要な状況にある人や世帯が見られます。

### これからの課題

- 今後も少子高齢社会の進展や不透明な経済情勢などを背景に、複雑化・複合化する課題を抱えている人や世帯が増えることも想定されます。
- 誰もが気軽に相談ができるよう、全世代型・全対象型の支援体制に向けて多機関・多分野との協働を強め、包括的・重層的に支援する体制を更に強化する必要があります。

## 課題③ 全ての人に情報を届ける工夫を継続的に進めていく必要があります

### 第4期計画の取組・成果

- 市では、情報取得が困難な人にも配慮しながら、様々な媒体や講座などを通じて、福祉分野の情報発信に取り組んできました。
- しかしながら、市民の相談窓口の認知度は依然として低い状況であり、地域福祉に関連の深い「ほっとネットステーション」、「地域福祉コーディネーター」、「ほっとネット推進員」に係る認知度も十分とはいえません。また、市の地域福祉推進のために最も重要な取組に「分かりやすい情報の提供」が挙げられています。



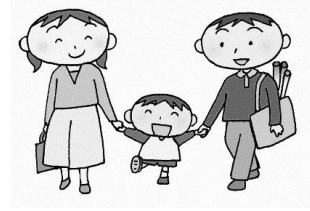
### これからの課題

- 必要な人に必要な情報を届ける取組は、これまでと同様、本市の課題です。今度のスマートフォンの一層の普及や情報発信ツールの多様化を視野に入れながら、全ての人に情報を届ける工夫を継続的に進めていく必要があります。

## 課題④ ポストコロナ社会のニーズに適應する地域福祉を進める必要があります

### 第4期計画の取組・成果

- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症流行の影響により、福祉分野においても多くの事業や講座、地域の行事や防災訓練が中止になりました。
- 市民アンケート(問17)では「外出や運動する機会が減り、健康を害した(19.9%)」、「収入が減り、生活に困った(10.5%)」、民生委員・児童委員アンケート(問5)では「研修や学習など、スキルアップに充てる時間が減った(74.6%)」などの結果が出ており、市民の健康や生活、地域支援活動などに大きな影響を及ぼしたことがわかります。
- コロナ禍は、住居確保給付金事業の受給者が増加するなど、経済基盤に潜在的なリスクのある人を顕在化させ、児童・生徒の肥満や生活リズムの乱れなども引き起こしています。
- その一方、急速に普及したデジタル技術により、働き方、コミュニケーション方法、教育環境が多様化しました。また、オンラインによる連携や交流が広がったこと、「電話で話そう20分」といった新しい取組を始めたこと、みんなの居場所サードプレイス展をコロナ禍向けイベントとしたことで、多様な分野の交流が進んだことなどの「効果」も生まれています。



### これからの課題

- 長期間にわたるコロナ禍の影響は、これから様々な場面で表面化する可能性があり、新しい支援ニーズが出てくることも考えられます。
- ポストコロナ社会の地域福祉は、コロナ禍で始まった活動やデジタルの力をいかし、地域活動の複合的な展開、新しいアプローチの方法やつながり方の工夫、多様な主体との連携を広げるなど、変化するニーズに適應していく必要があります。

# 第3章 計画の目指すもの

## 1 西東京市版地域共生社会とは

### ■西東京市版地域共生社会の考え方

西東京市版地域共生社会とは、市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域の人々の困りごとに気付き、地域の人たちや地域資源が世代や分野を越えてつながる取組を通して、地域のみんなで解決したり、適切な支援につなげる仕組みをつくっていきます。

また、行政を始め、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えています。

■西東京市版地域共生社会イメージ図



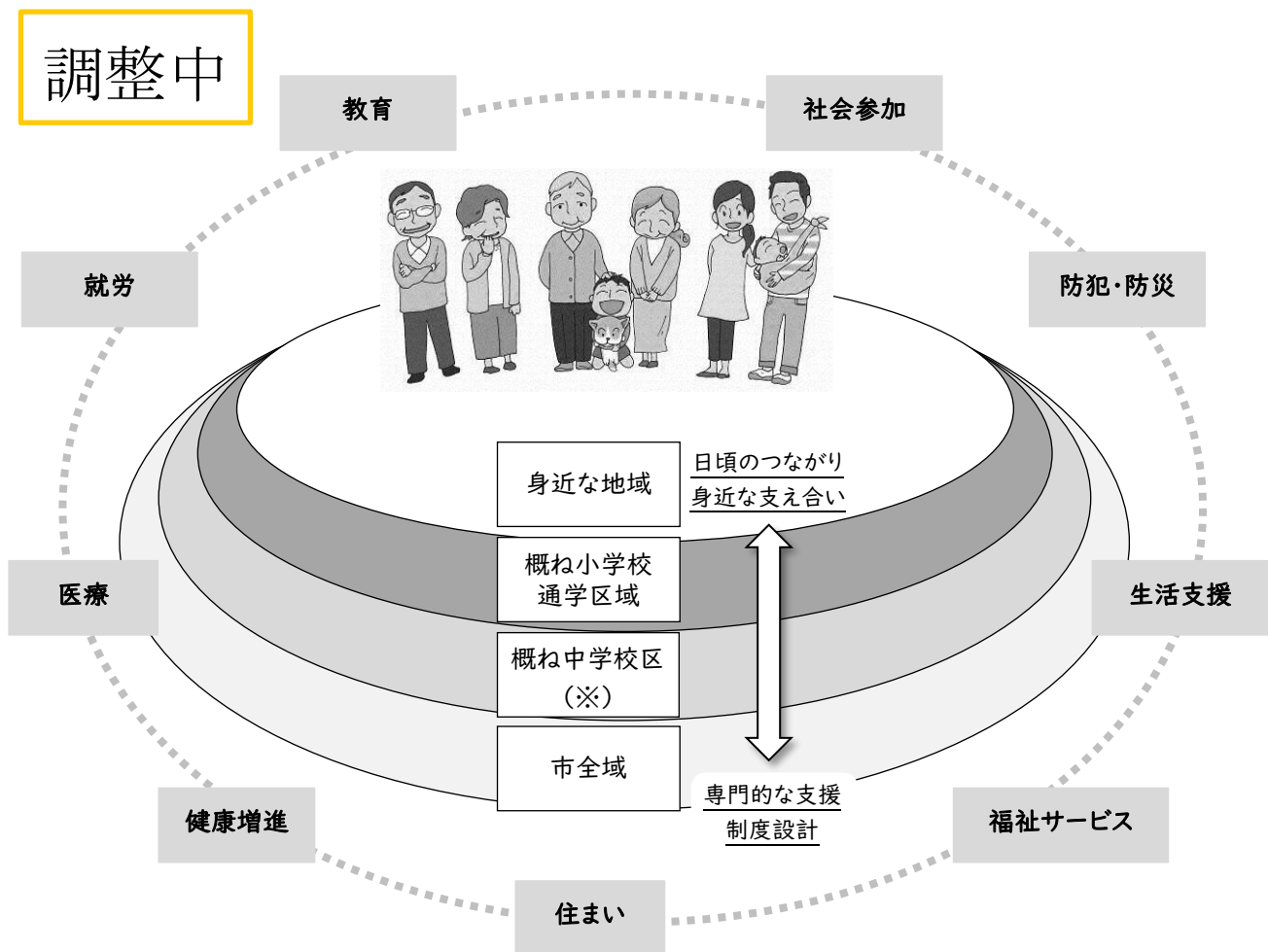
- ネットワークを網の目のように張り巡らし、有機的な連携によって、誰一人取り残さない活動を展開

(主なネットワーク)

- ✓ 地域課題の解決 = ほっとするまちネットワークシステム(以下「ほっとネット」という。)、地域福祉コーディネーター
- ✓ 日常的なつながりづくり = ふれあいのまちづくり事業
- ✓ 対象者の支援 = 生活支援コーディネーター、ささえあいネットワーク、ささえあい協力員
- ✓ コミュニティ活動 = 地域協議体等

■西東京市版地域共生社会の将来イメージ

4つの階層において、誰もが自分らしく生きる上での支援を重層的に展開する



範囲	主な役割(市(行政)・関係機関・市民等がともに取り組む)
身近な地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的なつながり、支え合う活動の実施</li> </ul>
概ね小学校通学区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民・団体活動を中心に、困りごとの早期発見の活動を展開</li> <li>● 自治会・町内会等の活動支援</li> </ul>
概ね中学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援、居場所等拠点機能の設置</li> <li>● 地域資源の開発、地域活動、地区活動との連携・協力</li> </ul>
市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全般的な施策の実施(普及啓発、福祉教育、情報発信、新規事業立案、条例制定等)</li> <li>● 多分野・多機関・広域的なネットワークの構築・強化</li> <li>● 専門職の確保・育成</li> </ul>

※ 中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲



(参考)西東京市版地域共生社会の主な歩み

年度	主な出来事
平成22年度	● ほっとネットの始動(地域福祉コーディネーターの配置等)
平成30年度	● まちづくりフェスの開催開始
令和2年度	● 福祉丸ごと相談窓口を開設
	● 地域福祉コーディネーターを8名に増員
令和3年度	● 重層的支援体制整備事業の施行実施開始
令和4年度	● 重層的支援体制整備事業の本実施開始

(参考)西東京市版地域共生社会と重層的支援体制整備事業の関係

これからの西東京市版地域共生社会は、同じく地域共生社会の実現を目指す重層的支援体制整備事業を活用し、市民主導と複数のネットワークを基軸とする市独自の取組を加速していきます。

重層的支援体制整備事業(令和2年6月公布の社会福祉法改正で新たに創設された事業)

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業



資料:厚生労働省HP「地域共生社会のポータルサイト」

## 2 基本理念

第3次総合計画の基本理念は「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」であり、「みらいにつなぐ」という言葉が新たに加われました。この言葉は、これまで守り育ててきた西東京市の良さを次世代に残していくことに加え、様々な主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

一方、地域福祉計画では、第1期計画、第2期計画において、地域福祉の普及・推進に努め、第2期計画では、「ほっとネット」という新たな仕組みを導入しました。第3期計画、第4期計画では「ほっとネット」を更に発展させ、誰もがほっとできる、やさしさとふれあいに満ちたまちづくりを進めてきました。福祉分野においても、これまで築いてきた取組の継承は必須であり、また、次世代の担い手を確保することは喫緊の課題であるといえます。

ともに次世代につなげていくという方向性は一致していることから、本計画では、第2期計画からの基本理念を引き継ぐとともに、地域のあらゆる主体が活かしあい、地域共生社会を未来に向かって推進していくという意味を込めて、副題に「みらいにつなぐ」を追加しています。

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京  
～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～

(参考 新旧対照表 ※決定後に削除)

現行計画
地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京 ～ともに生きる!まちづくり～
次期計画
地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京 ～ともに生き <u>みらいにつなぐ</u> まちづくり～

### 3 基本方針

---

#### 基本方針1 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の中で起きている課題について主体的に考えられるような福祉教育・啓発を充実し、市民一人ひとりの活動への参画を促進するとともに、ボランティアやNPO、社会福祉法人などの活動支援や、それらの団体や関係機関、各種ネットワークが広く連携することにより、市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します。

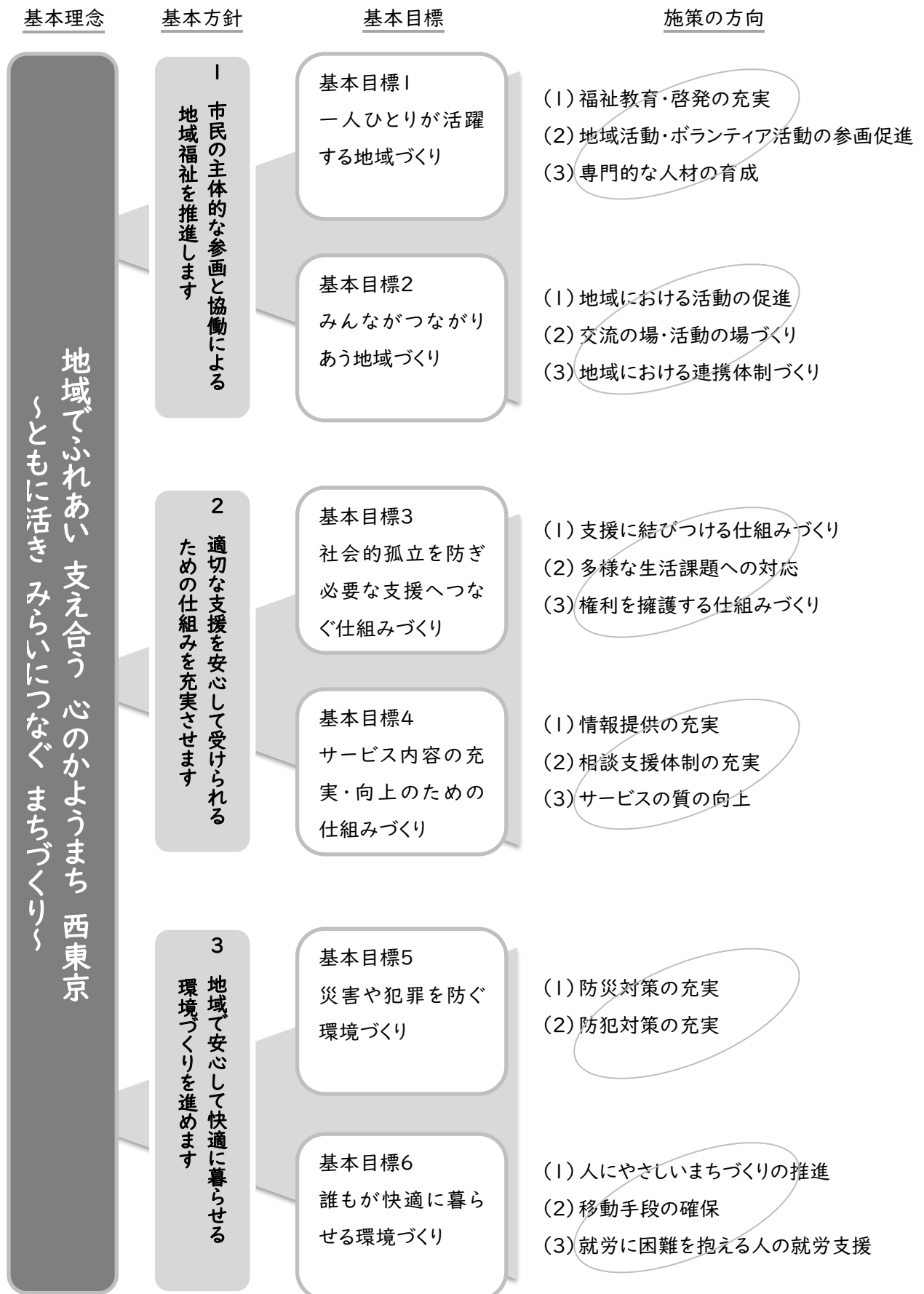
#### 基本方針2 適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます

地域で孤立している人や必要な支援に結びついていない人を把握し、適切な支援へと結びつけていくとともに、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題、虐待、自殺、生活困窮、犯罪・非行からの立ち直り支援など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組み、適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます。

#### 基本方針3 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

身近な地域における防災・防犯の取組を充実するとともに、施設や道路などを誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備を進めるほか、移動手段の確保や就労支援など、地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

## 4 計画の体系

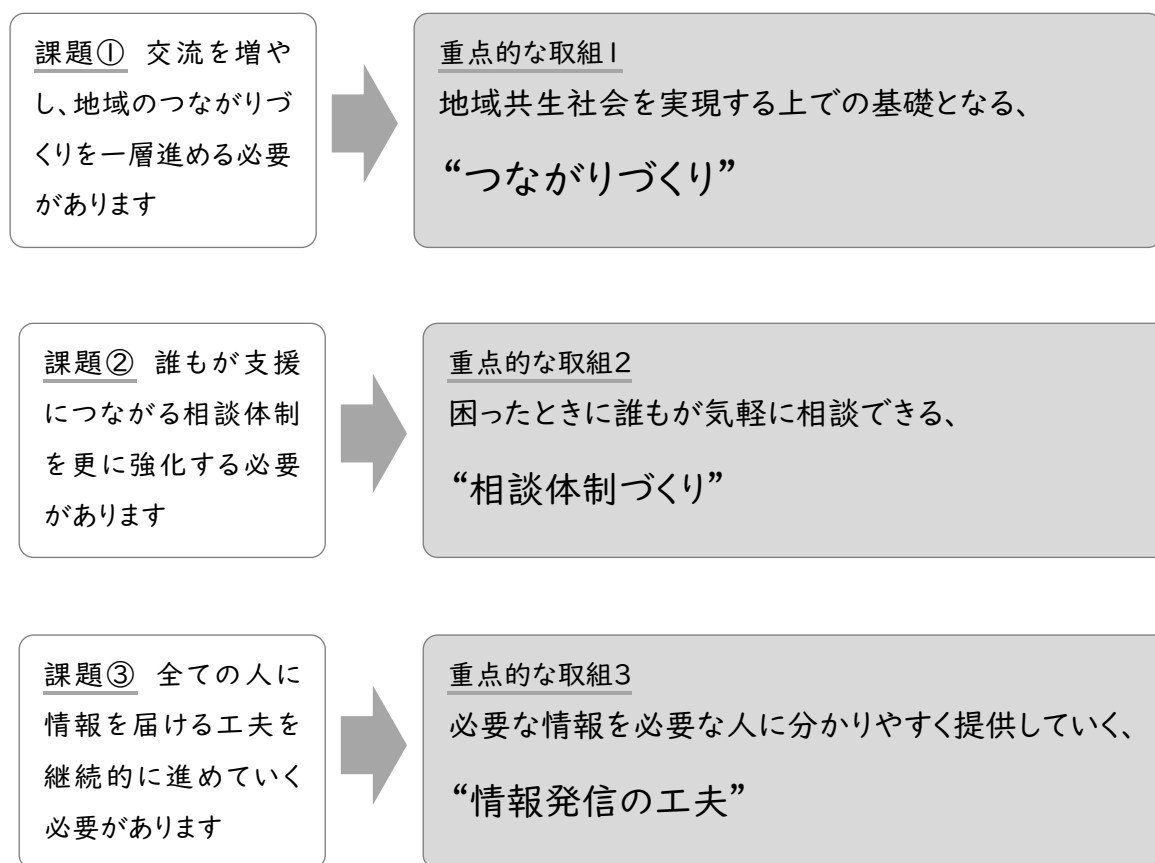


## 第4章 重点的な取組

これからの社会は、孤独・孤立の問題を背景とする複雑化・複合化するニーズに対し、分野横断的に対応していく仕組みがますます重要となっています。

市では、孤独・孤立を生まない地域をつくるために、平成25年度にほっとネットを構築し、市民同士の支え合うネットワークを核とする「西東京市版地域共生社会」を発展させてきました。しかしながら、現状は「地域での交流の少なさ」や「市民の相談窓口の認知度が低い」ことが多くの世代に共通して挙げられていたり、「相談先が分からない困り事を抱えている」ケースもみられたりしている状況です。

「西東京市版地域共生社会」の一層の発展に向けてこの現状を改善するため、本計画では引き続き3つの重点的な取組を設定し、市民とともに取り組んでいくこととします。



※第2章 3 地域福祉を進める上での課題の「課題④ ポストコロナ社会のニーズに適應する地域福祉を進める必要があります」に関しては、今後、施策を実践する際に、必要に応じて、効果的な取組を検討していきます。

## 重点的な取組1 つながりづくり

---

### <これまでの成果>

- 市では、ほっとネットや地域協力ネットワークといった市独自の仕組みを通じて、地域福祉コーディネーターと一緒に、地域のつながりづくりに早くから取り組んできました。その結果、地域づくりに参加する市民、活動団体、関係機関が増えてきたことは大きな成果といえます。

### <これからの課題>

- 近年では様々なコーディネーターや地域でのつながりづくりのためのネットワークが増えてきており、それぞれが担う役割や事業の仕組みなどについて重複する部分があるなど複雑化してきたため、市民が分かりやすい仕組みに整理することが求められています。
- 放課後カフェや子ども食堂など、地域での課題に対応したつながりづくりや居場所づくりとして、市民の自主的な活動をさらに増やしていく必要があります。

上記のイメージ図

---

### <今後の方向性>

- 西東京市版地域共生社会の実現に向けては、その基礎となるつながりづくりが重要です。そのため、地域のつながりづくりのためのネットワークやコーディネーターについては、現状を踏まえて今一度見直しを図りながら推進していく必要があります。また、市民の活動の場・出会いの場となる居場所づくりについても、より一層充実させる必要があります。
- 市独自の仕組みとして、地域でのつながりづくりのためのネットワークや様々なコーディネーターに係る事業については、そのあり方について継続的に検討を行い、市民や関係者にとって分かりやすく整理していきます。
- また、身近な地域における交流の場としての居場所の重要性に鑑み、市民が地域活動を行う「場」の量的な充実を図ります。併せて、多様化する居場所への市民のニーズに対応するため、地域に存在する居場所に係る情報や、居場所を含む地域の活動に係る取組の情報収集と提供を行うなど、質的な面での充実に向けた支援も行っていきます。

上記のイメージ図

## 重点的な取組2 相談体制づくり

---

### <これまでの成果>

- 令和2年の「断らない相談窓口」として福祉丸ごと相談窓口の開設、えぼっくの基幹相談支援センター化も行いました。また、対象者ごとの窓口であった地域包括支援センター、子ども家庭支援センターのどこにおいても、対象者を限定せず、あらゆる相談を受け付けるように変更しました。
- 相談受付の手段も、窓口における対面相談、電話やメールなどによる相談対応のほか、地域に出向いての相談も行ってきました。さらに、LINE相談やオンライン相談も始めています。
- コロナ禍もふまえ、ここ数年で市民が相談しやすい窓口体制と相談方法の多様化が大きく進みました。

### <これからの課題>

- 制度の狭間の課題を抱えるケースや分野がまたがる複雑なケース、複合的な課題を抱えるケースが増えてきている中、どこに相談すればいいか分からない困り事のある人もいます。
- アンケートや地区懇談会の結果では、地域とのつながりが不十分であることにより、何らかの支援が必要な状況であるにも関わらず、必要な支援に結びついていない方が少なからずいる状況があります。

上記のイメージ図



---

### <今後の方向性>

- 今後は、複雑化・複合化した課題を抱えるケースにも対応できるような包括的な
- 相談体制を整備し、市民が何でも相談することができ、相談する窓口が分からなくて困ることが無い様にすることが求められています。
- そのため、市民からの相談を一元的に受け付け、関連機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関連機関等の連携体制の構築に取り組みます。
- また、包括的な相談支援体制をより効果的に機能させるために、地域に出向いた活動（アウトリーチ）を重視するとともに、相談支援体制に係る広報を積極的に行うことで、必要な支援に結びついていない方などからの相談や課題などを発見し、支援に結びつけていきます。
- 併せて、地域を支える住民の活動の重要性にも鑑みて、ほっとネット推進員などの地域で活動している方々に対する支援体制についても、より一層の充実を図り、地域からの課題提起を受け付け、集約し、解決につなげる仕組みの構築に取り組みます。

上記のイメージ図

## 重点的な取組3 情報発信の工夫

---

### <これまでの成果>

- 市では、情報取得が困難な人にも配慮し、市民に分かりやすい情報発信に努めてきました。
- アクセシビリティ(情報の利用のしやすさ)に配慮した市報及び市ホームページの編集、多言語によるパンフレット作成、SNSの活用、講座など、情報発信の多様化が進みました。

### <これからの課題>

- アンケートでは、依然として「分かりやすい情報の提供」への要望が多くなっており、また、地区懇談会においては、市のサービスや相談窓口などの情報が必要なときに得られにくいとの声が挙げられています。
- ボランティア活動や居場所など、より身近な地域の中での情報を共有する手段が少ないことにより、市民の地域活動への参加につながっていない一因となっている状況があります。

上記のイメージ図

---

#### <今後の方向性>

- 市の情報発信に関しては、これまでも市民に分かりやすい情報発信に努めてきましたが、引き続き新たな手法も含めた情報発信の方法を工夫していきます。
- また、年代や属性、情報を入手する上での障害の有無など、情報の受け手側の立場に立った視点での情報提供に努め、誰でも必要なときに必要な情報を入手することができるようなきめ細やかな情報提供の検討を行います。
- 併せて、より身近な地域の中の情報については、地域内における口コミや掲示板などの活用や、地域における情報発信の機会・場の提供など、地域内の情報共有の促進に取り組みます。

上記のイメージ図

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり



#### <これまでの成果>

##### (福祉教育・啓発)

- 福祉教育・啓発は、学校の道德の授業や様々な地域活動の機会を利用しています。出前講座終了後に福祉分野の自主サークルが発足した事例もあります。

##### (地域活動・ボランティア活動)

- 地域活動・ボランティア活動の参加促進に向けた講演会や研修等を行っています。ほっとネット推進員は約\*\*名に増えており、介護支援ボランティアなどにも多くの方が登録しています。

##### (専門的な人材の育成)

- 専門的な人材の育成に向けて、毎年度、大学生向け実習、市民向け研修、養成講座等を実施しています。地域福祉コーディネーターは、事例検討会や東京都社会福祉協議会研修で得たヒントを地域活動に活かしています。

#### <これからの課題>

##### (福祉教育・啓発)

- 地域のつながりの醸成に向けて、あらゆる世代に対する支え合う意識の啓発機会の充実、市民同士の交流機会の増加、地域活動の最初の一步となる「あいさつ」の奨励が必要です。

##### (地域活動・ボランティア活動)

- 地域活動・ボランティア活動に関心のある人が参加しやすいよう、「気軽」、「誰にでもできる」、「将来に役立つ」、「多忙でも参加しやすい」などを考慮した活動の工夫が必要です。

##### (専門的な人材の育成)

- 福祉分野における人材不足は特に深刻であるため、より多くの方が参加しやすくなるための工夫が必要です。

<目標に関連するSDGsの目標(ゴール)>



<推進施策>

## (1) 福祉教育・啓発の充実

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に気づき、一人ひとりが主体的に考え行動するきっかけづくりとなるよう、あらゆる世代の福祉教育・啓発を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隣近所や地域の中で、「あいさつ」をし合える雰囲気をつくる。</li> <li>● 地域で助け合い、支え合う輪が地域に広がる様に、声かけをしていく。</li> <li>● 地域の人々の「困った」を自分にも起こり得ることだと認識する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西東京市子ども条例の趣旨に基づき、学校における人権教育を充実させます。</li> <li>● 西東京市生涯学習推進指針に地域福祉計画を反映し、地域福祉をテーマにした公民館講座等を充実させます。</li> <li>● 障害者サポーター養成に向けて、出前講座の開催場所の拡大を図ります。</li> </ul>

■主な事業

①学校における福祉教育の充実	学校教育における奉仕体験活動の推進	地域共生課 教育指導課
	人権教育の推進	教育指導課
②地域における福祉の学習機会の充実	出前講座の実施	企画政策課
	生涯学習推進指針の推進	社会教育課
	福祉課題の理解を深めるための講座の開催	公民館
③福祉の啓発機会・場の充実	地域福祉に係る普及啓発活動の実施	地域共生課
	高齢者福祉に係る普及啓発活動の実施	高齢者支援課
	障害福祉に係る普及啓発活動の実施	障害福祉課

## (2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

自分たちが暮らす身近な地域をより良くするための活動や多様な分野におけるボランティア活動など、市民一人ひとりが地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとネット推進員やささえあい協力員などの地域活動へ参加する・参加を勧める。</li> <li>● 共通の困りごとや楽しいことなど、小さな集まりから始めて活動につなげる。</li> <li>● ボランティアセンターに相談したり、地域活動ボランティア経験者に聞いてみる。</li> <li>● 自治会・町内会がある地域は、組織の活性化を行う。ない地域では、新たな組織を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとネット推進員の全員参加に向けて、研修内容と研修方法を工夫します。</li> <li>● 住民懇談会がサロン等の活動につながる機会の充実を図ります。</li> <li>● 介護支援ボランティアの活動促進に向けて、対象活動の見直しと増加を行います。</li> <li>● 自治会・町内会等活性化補助金による財政的支援のほか、団体・人材支援、加入促進、啓発事業を行います。</li> </ul>

### ■主な事業

①地域活動への参画促進	ほっとネット推進員の発掘・育成	地域共生課
	ふれあいのまちづくり事業への支援	地域共生課
	地域活動の促進のための支援	地域共生課
	ささえあい訪問協力員登録の促進	高齢者支援課
	自治会・町内会加入促進・啓発・支援	協働コミュニティ課
	市民協働推進センター事業の実施	協働コミュニティ課
	地域活動推進の各種講座の開催	公民館
②ボランティア活動の参画促進	ボランティア・市民活動センターへの支援	地域共生課
	介護支援ボランティア制度の充実	高齢者支援課
	ファミリーサポートセンター事業の周知	幼児教育・保育課

### (3) 専門的な人材の育成

市民の持つ意欲・経験・知識を発揮し、地域で活躍できるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーター活動の一層の充実を図ります。

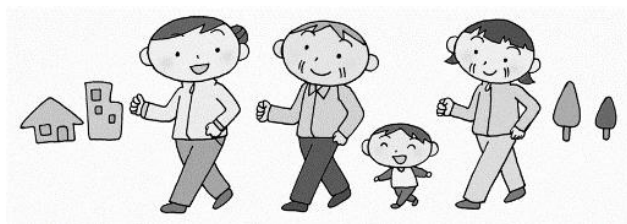
地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的な職能や技術を持つ方を招き、地域行事にて、指導者として活躍していただく。</li> <li>● 地域の人材育成等の学習の機会を利用してみる。</li> <li>● 子育てなどで仕事を離れている人材に呼びかけを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉人材を育成するため、社会福祉士実習指導者の増員を図ります。</li> <li>● 暮らしヘルパー養成研修後の就労率向上に取り組めます。</li> <li>● 民生委員・児童委員の研修参加を促進します。</li> <li>● 地域福祉コーディネーターの資質向上のため、事例検討の開催と外部研修への参加を支援します。</li> </ul>

#### ■主な事業

①福祉人材の育成	福祉実習生の受入	地域共生課
	暮らしヘルパーの養成	高齢者支援課
	各種研修への受講費用助成	高齢者支援課
②民生委員・児童委員への支援	民生委員・児童委員に対する研修の実施	地域共生課
③地域福祉コーディネーターの充実	地域福祉コーディネーターの育成	地域共生課



## 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり



### <これまでの成果>

#### (地域における活動の促進)

- 市民協働推進センター(ゆめこらぼ)によるNPO市民フェスティバルは毎年度開催し、団体同士の交流を図っています。

#### (交流の場・活動の場づくり)

- 市民が運営する「街中いこいなサロン」が公共施設、個人宅、薬局、レストラン、公園など、様々な場所に広がっています。また、地域の縁側プロジェクトなどの対象者を限定しない地域づくりも始まっています。

#### (地域における連携体制づくり)

- 地域の課題解決や地域の様々な主体によるネットワークづくりを進めた結果、令和元年度に中部地域、令和4年度に北東部地域にて地域協力ネットワークが設立され、全4圏域に構築がされました。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を整備する地域生活支援拠点等事業を令和3年度から開始しました。令和4年度に2つの基幹相談支援センター、3つの地域活動支援センター、相談支援事業所にコーディネーターを配置し、連携強化を進めています。
- 空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を令和4年12月に創設し、空き家等を活用した新たな活動拠点の設置に取り組んでいます。
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、令和2年度に居住支援協議会を設立しました。

## <これからの課題>

### (地域における活動の促進)

- 人材不足が深刻な課題である福祉関係団体や福祉サービス事業者の人材確保（会員、職員）を支援する取組が必要です。

### (交流の場・活動の場づくり)

- 身近に居心地の良い場所（サードプレイス）が更に増えるよう、オンライン等の新たな方法を含む、自主性と独自のアイデアを応援する取組の充実が必要です。

### (地域における連携体制づくり)

- 関係団体や事業者が様々な連携や地域活動をしやすい環境づくりを地域福祉コーディネーターなどを中心に進めていくことが必要です。
- 高齢化に伴い増加が予想される住宅確保要配慮者への一層の支援が必要です。

## <目標に関連するSDGsの目標(ゴール)>



<推進施策>

(1) 地域における活動の促進

地域福祉の一翼を担うボランティア団体・NPO等の市民活動団体や社会福祉法人等の活動が充実するよう支援します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人では、ボランティア団体やNPO等の団体の活動に参加する。</li> <li>● 各種団体等は、チラシやSNS 等多様な手段で活動をPRする。</li> <li>● 社会福祉法人は、連絡会を通じた活動や各法人の取組を展開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉活動助成事業の原資となる寄附・募金を受け付ける電子決済等の導入を検討します。</li> <li>● 団体同士の交流の場を充実させます。</li> <li>● 地域協議会を通じ、社会福祉法人による地域貢献の取組を促進します。</li> <li>● 社会福祉法人間の連携による地域の相談窓口の開設・運営を支援します。</li> </ul>

■主な事業

①ボランティア団体・NPO等の活動支援	地域福祉に係る寄附や募金等の意義などの周知	地域共生課
	ボランティア・市民活動センターへの支援	地域共生課
	市民協働推進センター事業の実施	協働コミュニティ課
②社会福祉法人の公益活動の促進	地域協議会を通じた地域ニーズの情報提供	地域共生課

## (2) 交流の場・活動の場づくり

地域での交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場づくりに向けて、既存の資源の有効活用や新たな資源の発掘に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老若男女が集う地域交流イベントを増やす、参加したくなる内容となるよう工夫をする。</li> <li>● 居場所づくり等の取組について、立ちあげ方などの事例を共有する。</li> <li>● 自宅開放などを含め、いつでも立ち寄れる居場所をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となるサロン等の活動の充実に向けて支援します。</li> <li>● 市民同士の交流の場、地域活動の場、福祉人材の養成の場として、公共施設や福祉施設の活用を図ります。</li> <li>● 空き家等を活用した新たな拠点づくりを検討します。</li> </ul>

### ■主な事業

①交流の場・居場所づくりの確保	サロン活動の支援	地域共生課
	街中いきいーなサロン事業の支援	高齢者支援課
	ふれあいのまちづくり事業への支援	地域共生課
	学校施設開放の実施	社会教育課
②既存施設の活用と利便性の向上	地域の子育て世帯に遊びや交流の場の提供	幼児教育・保育課
	文化施設の活用	文化振興課
	コミュニティセンターの運営	協働コミュニティ課
	市民の活動の場としての活用	公民館
	音訳ボランティアの養成、図書館の活用	図書館
③福祉施設の地域開放	特別養護老人ホームとの連携、福祉会館の活用	高齢者支援課
	障害者総合支援センターの活用	障害福祉課
	学習スペース、交流スペースの地域開放	子ども家庭支援センター
④空き家等を活用した活動拠点の検討・発掘	ふれあいのまちづくり事業への支援	地域共生課
	空き家対策・利活用の推進	住宅課

### (3) 地域における連携体制づくり

地域福祉を市全体で推進していくため、ボランティア団体・NPOや事業者等の組織の連携や関係機関、各種ネットワークなどの地域における連携体制を強化します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける。</li> <li>● 地域で活動されている方々の交流会を実施する。</li> <li>● 様々な場や集まりに顔を出し、様々な地域組織、団体、機関とつながりを持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア団体・NPOや事業者など、組織同士の情報共有・連携を促進します。</li> <li>● 自治会・町内会、教育機関、商店街、企業等、多様な分野、多様な主体との連携を強化します。</li> <li>● 住宅確保要配慮者の支援に向けて、関係者・団体との連携を強化します。</li> <li>● 圏域の再編、地域包括ケアシステムと地域福祉コーディネーター体制の強化を検討します。</li> </ul>

#### ■主な事業

①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	地域協議会を通じた情報共有・連携の推進	地域共生課
	市民協働推進センター(ゆめこらぼ)の運営を通じた連携促進	協働コミュニティ課
	事業者等連絡会の開催	関係各課
②多様な分野の連携強化	ほっとネットを通じた連携強化	地域共生課
	つながりづくりのための仕組みづくりの検討	地域共生課
	地域包括ケアシステム推進協議会の実施	高齢者支援課
	地域協力ネットワークへの支援	協働コミュニティ課
	居住に係る相談等窓口連携	住宅課
③地域包括ケアシステムの構築	総合計画の方針に基づくネットワークの再編	地域共生課
	生活支援体制整備事業の協議体の推進	高齢者支援課
	地域生活支援拠点等整備事業、ペアレントメインター事業の推進	障害福祉課
	要保護児童対策地域協議会の推進	子ども家庭支援センター
④ほっとするまちネットワークシステムの推進	地域福祉コーディネーター事業の推進	地域共生課

## 基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり



### <これまでの成果>

#### (支援に結びつける仕組みづくり)

- 令和2年度に「断らない相談窓口」として福祉丸ごと相談窓口を開設、さらに、地域福祉コーディネーターを8名に増員し、地域で孤立している人や支援に結びついていない人を把握し、支える体制の強化を図っています。
- 令和3年度に、地域で孤立しがちな世帯を支援するため、地域生活支援拠点事業への登録を行っています。
- 保護者のレスパイト支援として、市内9か所の保育園で実施している一時保育事業について、令和5年度から、対象児童を生後3か月以上に拡大しています。

#### (多様な生活課題への対応)

- 子ども家庭支援センターのどか、虐待防止センター、男女平等推進センターパリティにおいて、要保護・要支援児童や虐待・暴力等の相談を受け付け、支援につなぐ体制を構築しています。また、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し、関係機関の連携を図っています。
- ゲートキーパー研修、からだと心の健康相談を実施しています。また、令和2年度から、若年こころの健康相談(LINE相談)を開始しています。
- 令和元年度から、子育て中の外国人女性のための日本語講座、多文化カフェを開催しています。
- 社会とのつながりが少ない人を対象にした居場所の運営と訪問・面談(LINEを含む)等を実施しています。

#### (権利を擁護する仕組みづくり)

- 権利擁護センター「あんしん西東京」において、市民向け講座の開催、日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援を実施し、連携を進めています。

## <これからの課題>

### (支援に結びつける仕組みづくり)

- 不透明な社会・経済情勢を背景に、社会から孤立する人や世帯、複雑・複合的な課題を抱えている人や世帯の増加も予想されます。そうした人や世帯を早期に発見し、支援につなぐ取組の一層の充実が必要です。
- 市民に最も身近な民生委員・児童委員の活動をサポートする取組の充実が必要です。

### (多様な生活課題への対応)

- 困りごとが気軽に話せる場所や機会を増やすこと、年齢に応じた住居・就労・教育等の専門機関等との連携をより強めることが必要です。
- 困難な状況に直面する人や世帯と周囲の人々との関わりが途絶えない環境づくりが必要です。

### (権利を擁護する仕組みづくり)

- 高齢化に伴い、権利擁護の対象者の増加が予想される中、成年後見制度等の市民への一層の周知、ヘルパーやケアマネジャーを含めた専門職の理解促進とより使いやすくなるための工夫が必要です。

## <目標に関連するSDGsの目標(ゴール)>



<推進施策>

(1) 支援に結びつける仕組みづくり

支援が必要な人を地域の資源を総動員して把握し、支援に結びつけていくとともに、公的なサービスだけでなく、地域の人々や地域活動（ボランティア活動等）と結びつけるなど、総合的な調整を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 元気なうちからつながりをつくっておく。</li> <li>● 困っている人に気付いたら、ちょっとしたことでも声かけを行う。</li> <li>● 孤立している人には、地域の居場所やサロンの情報を伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとネットを始めとする各種ネットワーク、民生委員・児童委員、医療機関、福祉施設等の活動を充実させます。</li> <li>● 地域から孤立している人の情報を関係機関で共有し、適切な支援につなぐ体制を強化します。</li> <li>● 要支援家庭の児童を継続して定期的に預かる介入型一時保育の実施を検討します。</li> <li>● 制度の狭間にある人を誰一人取り残さないよう、相談支援の機能強化と関係機関同士の連携を一層強化します。</li> </ul>

■主な事業

①地域で孤立している人や支援に結びついていない人の把握や、見守りへの支援	地域福祉コーディネーターとほっとネット推進員との連携	地域共生課
	民生・児童委員による地域の見守り	地域共生課
	包括的な相談支援体制の検討	地域共生課
	ささえあいネットワーク事業の実施	高齢者支援課
	一般介護予防事業の実施	高齢者支援課
	相談支援事業の実施	障害福祉課
	一時保育事業等の実施	幼児教育・保育課
②専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施	地域共生課
	生活サポート相談窓口による相談体制の充実	地域共生課
	包括的な相談支援体制の充実	地域共生課
	地域包括支援センターによる相談支援体制の充実	高齢者支援課



相談支援事業の充実	障害福祉課
子ども家庭支援センターのどこかでの相談支援の充実	子ども家庭支援センター

## (2) 多様な生活課題への対応

孤独・孤立を生まない地域を目指し、ひきこもりやヤングケアラーへの支援、虐待やDVなどの暴力の防止、自殺や生活困窮者などへの対策、犯罪や非行からの立ち直り支援や外国籍市民の社会参加など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人の方に料理や言葉の教室を主催していただくなど、交流の機会を持つ。</li> <li>● 地域の中で、子ども食堂を実施する。</li> <li>● 隣近所などで虐待やDV が疑われる家庭があった場合は通報する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害に遭いやすい高齢者・障害者・子ども・女性等に対する虐待やDV等の暴力を防止する対策、自殺防止(生きる支援)対策を充実し、命に関わるケースに対する支援を充実させます。</li> <li>● 多文化共生の視点から、外国籍市民の社会参加に取り組みます。</li> <li>● 相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもりステーション事業」の創設を視野に入れ、ひきこもり・ニート対策事業を推進します。</li> <li>● 就労支援員の増員など、就労支援体制の再構築を検討します。</li> <li>● 居住に困難を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者一時生活支援事業(地域居住支援事業)による居住支援の実施を検討します。</li> <li>● アウトリーチ型相談支援体制と相談員の人材育成を強化します。</li> <li>● 生活困窮者支援、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組を充実させます。</li> </ul>

### ■主な事業

①虐待や暴力防止対策の充実	地域包括支援センターによる相談対応	高齢者支援課
	虐待防止センター等による相談対応	障害福祉課
	子ども家庭支援センターのどこかでの相談支援の充実	子ども家庭支援センター
	女性に対する暴力をなくす運動	協働コミュニティ課

	男女平等推進センター「パリテ」の相談支援	協働コミュニティ課
②自殺対策の充実	ゲートキーパー研修の実施	健康課
	自殺防止(生きる支援)対策の啓発	健康課
	からだと心の健康相談	健康課
③外国籍市民の社会参加の促進	多言語による情報提供「西東京市くらしの情報」	文化振興課
	外国人のためのリレー専門家相談会の実施	文化振興課
	多言語版生活情報誌の作成	文化振興課
	外国人のための日本語講座の開催	公民館
	子ども向け多文化共生講座の開催	公民館
④生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援事業(ひきこもり・ニート対策事業・教育支援等)の推進	地域共生課
	生活サポート相談窓口での相談体制の充実	地域共生課
⑤犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	更生保護活動への支援	地域共生課
	社会を明るくする運動への参加	地域共生課

### (3) 権利を擁護する仕組みづくり

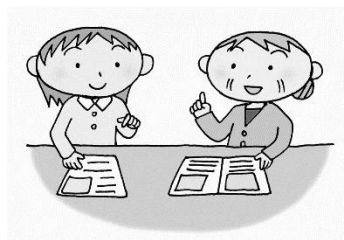
自分の権利が尊重されるための適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度など、権利を擁護する仕組みの普及啓発と利用促進のための取組を進めます。

地域で取り組めること（例）	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「あんしん西東京」等の相談窓口の情報を地域で共有する。</li> <li>● 日常生活自立支援事業などの権利を守る制度を学ぶ。</li> <li>● 記憶や判断能力の心配な方がいたら、相談先へつなげる。</li> <li>● 書類の受付や銀行等の払い出しに困っている人がいたら、福祉サービス等につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護センター「あんしん西東京」の中核機関化（地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を持つ）を検討します。</li> <li>● 権利擁護の選択肢を広げるため、成年後見人、法人後見、市民後見人の増加を図ります。</li> <li>● 制度を利用しやすくするため、後見人等の報酬助成対象者の拡大を検討します。</li> </ul>

■主な事業

①判断能力が不十分な人への支援	権利擁護センター「あんしん西東京」での相談支援	地域共生課
②成年後見制度の普及と活用	成年後見制度の利用の促進	地域共生課

## 基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり



### <これまでの成果>

#### (情報発信)

- 平成30年度から、パネル展示、活動紹介、トークセッションなどで構成する「まちづくりフェス」を毎年度開催しています(令和2年度はコロナ禍で中止)。
- 市ホームページは、文字サイズや色合いの変更、音声読み上げのシステムの導入など、アクセシビリティに配慮しています。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣、「音訳の会」の協力を得て、市報を音訳録音し、デイジー版(視覚障害者が聞く録音図書)やCD版にて情報提供をしています。

#### (相談支援)

- 市内5か所の地域子育て支援センターにおいて、地域の子育て世帯を対象にした子育て相談を対面・電話にて実施しています。
- ひとり親の自立のため、母子・父子自立支援員による相談を実施しています。
- 教育相談センターの臨床心理士等による相談支援のほか、学校内では解決しづらい問題に対し、スクールソーシャルワーカーを中心とし、関係機関と連携した対応を取っています。
- 子ども家庭支援センターでは、児童虐待要保護・要支援児童及び家庭に係る相談を受け、専門機関と連携し、支援につなげています。
- 相談支援事業所、3地活(保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター・ハーモニー、地域活動支援センターブルーム)、市と基幹相談支援センターえぽっくでの3層構造の相談体制により、ケースに応じ、連携して支援を行っています。
- 住宅確保要配慮者の入居及び居住継続に係る相談支援を実施しています。また、令和5年度から、住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット専用住宅専用住宅への家賃低廉化補助を実施しています。

#### (サービスの質の向上)

- 福祉サービス第三者評価受審費用の補助を行っています。

## <これからの課題>

### (情報発信)

- 必要な情報がすぐに届くよう、情報の多言語化やライフステージ(就職、育児、介護など、年齢に応じた生活段階)に沿った情報を自動的に届ける仕組みなどが必要です。
- 「ほっとネットステーション」、「地域福祉コーディネーター」、「ほっとネット推進員」の認知度を高めるため、SNS等を通じ、活動を広く発信することが必要です。
- 講座やイベントのオンライン開催や録画配信など、デジタルを活用した情報発信が必要です。
- デジタル・デバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差／出典:総務省 平成 23 年版 情報通信白書)を解消する取組が必要です。

### (相談支援)

- 利用のしやすい相談事業に向けて、市民の声をいかした工夫が必要です。
- 病気や障害に対する理解を広げるため、障害者週間イベントの周知や民生委員・児童委員などの地域で活動をしている人へ、イベントなどの情報提供を行うことにより、必要な市民に対し、効果的に周知を図ることが必要です。
- 関係機関同士の情報共有や地域の見守りを効果的に行うため、個人情報を適切に取り扱うためのルールづくりが必要です。

### (サービスの質の向上)

- 福祉サービス第三者評価の受審件数がサービス種別によって差があります。

## <目標に関連するSDGsの目標(ゴール)>



<推進施策>

(1) 情報提供の充実

地域における様々な活動等をいかし、市民に伝わりやすい情報発信の工夫を行います。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犬の散歩やサロンなど、地域の人が集まる場で情報を集める。</li> <li>● 知っている情報や入手した情報を困っている人に伝えてあげる。</li> <li>● SNS 等インターネットを利用し、地域情報を発信する。</li> <li>● 地域のサロンやボランティア同士の情報交換会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な媒体を用い、市民への情報発信方法を工夫します。</li> <li>● 地域福祉コーディネーターやほっとネット推進員等が地域に出向き、情報を伝える取組を充実させます。</li> <li>● 情報取得が困難な方が必要な情報を入手しやすくなるよう、音声コードに対応した市報や各種パンフレットの作成などを行います。</li> </ul>

■主な事業

①市民に伝わる情報提供体制の充実	制度・サービスに係る周知・説明のパンフレット等の作成・改訂	関係各課
	既存の情報提供手段の改善	関係各課
	身近な地域における情報共有の促進	地域共生課
②情報取得が困難な人への配慮	音声による市報での情報提供	秘書広報課
	ホームページの管理・運営	秘書広報課
	エフエム放送での情報提供	秘書広報課
	手話通訳者の設置、要約筆記者の派遣等	障害福祉課

## (2) 相談支援体制の充実

日常生活の中で困りごとが生じたときの様々な相談体制（身近な地域から専門機関などまで）を充実させ、多様な媒体・手段により、対象者ごとのきめ細かい相談に応じます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員や近所付き合いの中で相談しやすい人などに相談する。</li> <li>● サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる。</li> <li>● 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員や地域福祉コーディネーターなど、身近な地域での相談体制を充実させます。</li> <li>● 対象者ごとのきめ細かい相談体制を維持するとともに、コーディネーターの配置や地区担当制等による市民により身近な相談体制の構築を検討します。</li> <li>● 災害等の情報発信方法として、登録者が1万人を超える子育て応援アプリ「いこいこ」の運用を検討します。</li> </ul>

### ■主な事業

① 身近な地域での相談体制の整備・充実	ほっとネットによる相談体制の推進	地域共生課
	地域子育て支援センターにおける相談の実施	幼児教育・保育課
② 対象者ごとのきめ細かい相談の充実	在宅療養連携支援センターにしのわの充実	高齢者支援課
	包括的支援事業の実施	高齢者支援課
	相談支援事業の実施	障害福祉課
	ひいらぎにおける子育て相談、各通所グループ、個別療育における相談体制の充実	健康課
	ひとり親家庭の自立に向けた支援	子育て支援課
	子ども家庭支援センターのどこかでの子どもや子育て世帯に係る総合相談の実施の実施	子ども家庭支援センター
	女性相談「女性の悩み何でも相談」の実施	協働コミュニティ課
	教育相談の実施	教育支援課
	居住に係る相談の実施	住宅課
③ 多様な媒体・手段による相談の充実	電話、電子メール等による多様な手段による相談の実施	関係各課
	包括的な相談支援体制の充実	地域共生課
	地域子育て支援センターによる子育て支援情報の周知	幼児教育・保育課



関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の推進	子ども家庭支援センター
母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の充実	健康課
民生委員による相談体制の実施	地域共生課
地域包括支援センターにおける相談の実施	高齢者支援課

### (3) サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価の受審促進や福祉サービスに対する苦情の解決により、サービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市や事業所の相談窓口を有効に活用する。</li> <li>● 自らに適したサービスを選べる様に情報を集める。</li> <li>● 事業者・行政のサービスについて、出前講座を利用し、学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービス第三者評価受審数の拡大を図ります。</li> <li>● 福祉サービス提供事業者に対する研修会や事業者同士の交流会を開催します。</li> <li>● 民間事業者やNPO法人など、多様な福祉サービス提供事業者の育成を図ります。</li> </ul>

#### ■主な事業

①福祉人材の確保・育成	福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審勧奨	地域共生課
	介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
	障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
	基幹型ブロック会議の開催等	幼児教育・保育課
	研修の実施	幼児教育・保育課
②苦情解決システムの充実	権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに係る苦情受付	地域共生課
	保健福祉サービス苦情調整委員会による調整	地域共生課
③多様な福祉サービス提供事業者の育成	介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
	障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
	公立保育園の民設民営化の推進	幼児教育・保育課
④高齢分野と障害分野との情報共有	介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進	障害福祉課

## 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり



### <これまでの成果>

#### (防災)

- 自主防災組織が多くの地区で活動するようになりました。
- 毎年度、自治会・町内会、学校、NPO法人多文化共生センター等と協力して総合防災訓練を実施しています(令和3年度はコロナ禍で中止)。
- 避難行動要支援者管理システムの運用と避難行動要支援者個別計画の作成を進めています。また、地域包括支援センターと災害時要援護者登録者名簿を共有しています。
- 発災時に備え、福祉避難所の指定、福祉施設との協定締結を進めています。

#### (防犯)

- コミュニティ・スクール設置校を中心に地域と連携した見守り活動を進めています。
- 令和元年度までに、小・中学校全18校において、小学生の登下校時パトロールなどに使用する用品等(たすき、ベスト、横断旗など)を助成する「地域ぐるみの安全体制づくり」事業を実施しました。
- 安全・安心いーなメールの市公式LINE配信、市や教育委員会等から不審者情報の発信等を実施しています。
- 令和3年度に田無警察署と特殊詐欺撲滅宣言を行うなど、消費生活に係る啓発を関係機関と連携して取り組んでいます。

## <これからの課題>

### (防災)

- 防災訓練の機会を活用し、ふだんは付き合いのない世帯を訪問したり、障害者と交流する機会とするなど、市民が関心の高い防災活動を日常的なつながりづくりにいかす取組が必要です。
- 発災時に備え、災害時個別支援計画、個別避難計画の普及啓発を図ることが必要です。

### (防犯)

- 学校と協力した防犯活動、消費者被害を未然に防ぐ取組などの一層の充実が必要です。

## <目標に関連するSDGsの目標(ゴール)>



<推進施策>

## (1) 防災対策の充実

身近な地域における防災訓練等の取組を進めるとともに、高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児、外国籍市民など、災害時に支援が必要な方の安全確保策の推進などの防災対策を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所や決めたルートを確認したり、災害時対応ルールをつくる。</li> <li>● 一人でも多くの人に参加できる様、防災訓練やイベントを企画する。</li> <li>● 避難所運営ゲームの実施など、地域で防災について話し合う。</li> <li>● 市民防災組織をつくり、災害時に助け合える環境をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災訓練や学校避難所運営協議会等の取組を地域と連携して行い、災害時にも助け合えるようなコミュニティづくりを平常時から進めます。</li> <li>● 災害時個別支援計画、個別避難計画の作成に向け、一層の普及啓発を図ります。</li> <li>● 福祉施設との協定推進など、福祉施設等における安全・防災対策を充実させます。</li> </ul>

■主な事業

①地域防災力の強化	自主防災組織活動への支援	危機管理課
	総合防災訓練の実施	危機管理課
	市立学校避難所運営協議会への支援	危機管理課 教育企画課
	防災・減災に係る講座の実施	公民館
	総合防災訓練(外国人住民避難訓練)の実施	文化振興課
②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	福祉避難所の指定	危機管理課
	災害時要援護者の登録	危機管理課 高齢者支援課 障害福祉課
③福祉施設等における安全対策	福祉施設との協定推進	危機管理課
	防災講話等の啓発事業の実施	危機管理課
	防犯訓練、応急救命講習会等の実施	障害福祉課

## (2) 防犯対策の充実

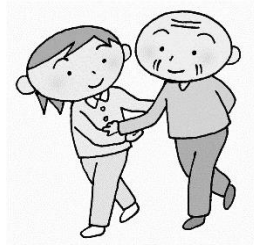
学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、安全・安心いーなメールや啓発冊子などを活用し、防犯対策や消費者相談を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心いーなメールに登録する。</li> <li>● 地域ごとに防犯活動を行う。</li> <li>● 振り込め詐欺に対する意識付けのため、隣近所で声かけし合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールガードリーダーや防犯活動団体など、学校や地域と連携した見守り・防犯体制を強化します。</li> <li>● 安全・安心いーなメールや防災行政無線での防犯啓発情報の発信などの防犯対策を充実させます。</li> <li>● 振り込め詐欺等の特殊詐欺や消費者被害に遭わないよう、消費生活相談窓口における相談体制を充実させます。</li> </ul>

### ■主な事業

①学校や地域による防犯体制の強化	安全教育の充実	教育指導課
	青色パトロールの実施	危機管理課
	地域安全マップづくり指導	危機管理課
	子ども110番ピーポくんの家の活動への協力・支援	児童青少年課
	保護者・地域等による子どもたちの見守り活動の支援	教育企画課
②防犯対策の充実	防災行政無線での防犯啓発放送	危機管理課
	警察及び防犯協会等との連携事業	危機管理課
	安全・安心いーなメールの配信	危機管理課
	防災啓発冊子の配布	危機管理課
	危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信	教育指導課 危機管理課 幼児教育・保育課 児童青少年課
③消費者相談の充実	消費生活相談事業の充実	協働コミュニティ課

## 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり



### <これまでの成果>

(人にやさしいまちづくり)

- 学校において多様な考え方や生き方に対する理解を図る授業を行っています。
- 公民館で「共生」や「インクルーシブ」をテーマにした講座を実施しています。
- 障害への理解を啓発するため、毎年度、障害者週間にイベントを開催しています。
- 道路改良時のバリアフリー化や人にやさしいまちづくり条例に基づく公園整備を進めています。

(移動支援)

- 重要な生活基盤として、コミュニティバスを運行しています。
- 市南部の公共交通空白・不便地域の一部において、タクシーを活用した新しい移動手段の実証実験を実施しました。
- リフト付きの福祉車両等を用いた外出支援など、障害者の移動支援を実施しています。

(就労支援)

- シルバー人材センターや障害者就労支援センターにおいて、高齢者や障害者の就労支援を行っています。
- 生活困窮者自立支援事業に係る関係機関との会議体を設置し、協議を行っています。

### <これからの課題>

(人にやさしいまちづくり)

- マイノリティの人権尊重に取り組む講座の実装が必要です。
- 道路の計画的な整備、子ども達の期待する自然環境の保全や公園の整備、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすいまちづくりを一層進める必要があります。

(移動支援)

- 市民生活の利便性向上やコミュニティバスの財政負担の視点を含め、新たな交通計画において、移動支援のあり方の検討が必要です。

(就労支援)

- 生活困窮者の早期発見や生活困窮者支援を行う体制の強化が必要です。
- 保護観察の対象となった人などを雇用する協力雇用主、障害者を雇用する企業等を市内に増やす取組が必要です。

<目標に関連するSDGsの目標(ゴール)>





<推進施策>

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

心のバリアフリーを推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勉強会などを通じ、理解を深める。</li> <li>● 地域に住む外国人の方々との交流会を催し、意見交換する。</li> <li>● 障害を持つ人やその家族などからの話を聞き、心のバリアフリーづくりに取り組む。</li> <li>● 災害訓練には、多様な人々(障害者、外国人、幼児連れ、高齢者等)の参加を促し、人にやさしいとは何かを認識していただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合えるよう、学校や地域の講座等を活用し、心のバリアフリーを推進します。</li> <li>● 人にやさしいまちづくり条例に基づき、公共交通機関、道路、建築物、公園、路外駐車場を含め、既存施設のバリアフリー化を進めます。</li> </ul>

■主な事業

①心のバリアフリーの推進	障害者週間等での啓発活動	障害福祉課
	多様な考え方に対する教育の推進	教育指導課
	「共生」や「インクルーシブ」をテーマとした講座の実施	公民館
②ユニバーサルデザインのまちづくり	誰もが使いやすい公園の整備	みどり公園課
	道路建設におけるユニバーサルデザインへの配慮	道路課

## (2) 移動手段の確保

日常生活に支障が出ないよう、安全な歩道の整備・保全、公共交通の空白・不便地域の解消、移動制約者の外出支援など、移動手段の確保に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動サービスの情報を地域の中で共有する。</li> <li>● 住民ボランティアにて、運転や移動販売、買物ツアーなどを行う。</li> <li>● 施設と協力し、移動ボランティアを運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが安全に移動できる歩道の整備・保全やコミュニティバス「はなバス」の運行等により、公共交通の空白・不便地域の解消に努めます。</li> <li>● 高齢者、障害者、妊婦、ベビーカーを押す人なども含めた移動制約者への支援を充実させます。</li> </ul>

### ■主な事業

①快適な道路空間の創出	歩車道分離による道路整備	道路課
	放置自転車対策	交通課
	不法看板の一斉撤去	道路課
②公共交通空白・不便地域の解消	コミュニティバス運行事業	交通課
	移動支援のあり方の検討	交通課
③移動制約者の外出支援	高齢者等外出支援サービス事業	高齢者支援課
	ハンディキャブ・けやき号の運行	障害福祉課
	障害者移送サービス事業等の充実	障害福祉課

### (3) 就労に困難を抱える人の就労支援

各種機関等との連携や各種制度により、就労に困難を抱える人が就労しやすくなる環境の整備を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● シルバー人材センターを活用する。</li> <li>● 障害者就労施設等でつくった製品を積極的に購入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者、ひとり親家庭などの就労に困難を抱える人について、生活サポート相談窓口やハローワークを始め、各種機関や制度により、就労支援を充実させます。</li> </ul>

#### ■主な事業

①高齢者の就労支援	シルバー人材センターへの支援	地域共生課
②障害者の就労支援	障害者就労支援事業の実施	障害福祉課
③ひとり親家庭の就労支援	ひとり親に対する就業相談の実施	子育て支援課
	自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課
	高等職業訓練促進給付金の支給	子育て支援課
④関係機関との連携	生活サポート相談窓口と関係機関との連携	地域共生課
	ハローワーク及び東京しごとセンターと連携した就労情報の提供	産業振興課

## 第6章 計画を推進するために

### 1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、多くの人や団体の協働が欠かせません。それぞれが専門性をいかし、主体性を持ちながら、お互いに連携して取り組むことが重要です。



#### (1)市(行政)

市は、本計画に位置付ける施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。

特に、本計画は多様な分野を横断的につなげる役割を担っています。地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深めるなど、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

#### (2)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

特に、本計画と社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、市における地域福祉の実現という点では同じ方向性で進めているため、「地域共生社会」の実現に向けた連携をより一層深めていきます。

### (3)福祉サービス事業者、関係機関

福祉サービス事業者は、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知に取り組むことが求められています。中でも、社会福祉法人については、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応できる公益性の高い非営利法人として、地域における公益的な取組の実践を地域や他の福祉サービス事業者、関係機関と連携して実施していくことが期待されます。

医療機関、消防、警察等の関係機関は、その専門性をいかすとともに、他の福祉サービス事業者や関係機関同士で連携して、市民生活を支える取組を実施していくことが期待されます。

### (4)市民(個人)

市民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

本計画の、第5章「地域で取り組めること」は、地域の皆様で話し合い、書き込んでいただくことができるよう、ワークブックの形式となっています。具体的にどのような役割を担っていくのかを、計画を活用しながら考えていただきたいと思います。

### (5)自治会・町内会、活動団体、事業者、支援者等

地域活動を行う個人及び団体(自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等)は、各々の活動を通して、より良い地域づくりに貢献していくことが期待されます。

事業者(ライフライン関連、商店街、コンビニエンスストア、宅配事業者、企業等)及び保育・教育機関(保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、特別支援学校、高校、大学、専門学校等)は、地域社会の一員としての役割を担い、各々の特長をいかす方法で、より良い地域づくりに協力していくことが期待されます。

権利擁護及び更生保護を支援する人及び団体(士業、保護司、支援団体等)は、それぞれの専門性を発揮し、誰もが暮らし続けることのできる地域づくりに貢献していくことが期待されます。

## 2 計画の評価と進行管理

---

### (1) 評価指標の設定

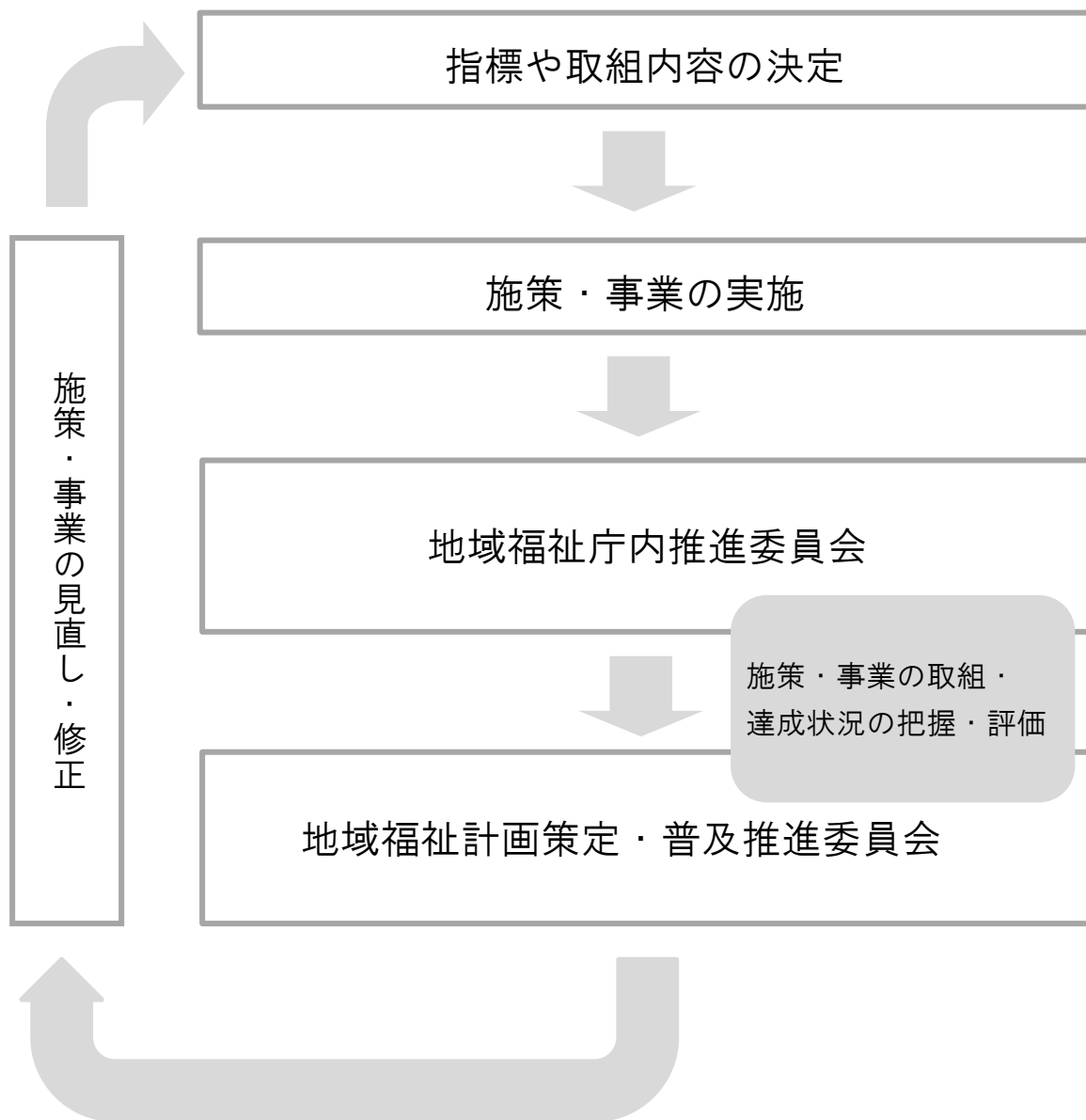
計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を把握する必要があります。第4期計画と同様、計画の更なる推進に向け、総合計画と連動した数値を主として、基本目標ごとに指標と目標値を設定しました。

指標を、策定・普及推進委員会で協議（パブコメに提示する案の段階で検討）

## (2) 進行管理体制

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、計画の進捗状況について、毎年度、地域福祉庁内推進委員会及び地域福祉計画策定・普及推進委員会に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施にいかしていきます。



## 第7章 西東京市成年後見制度利用促進基本計画

(掲載項目 例)

### 1 計画策定の趣旨等

- (1)趣旨目的
- (2)計画の位置付け
- (3)計画の期間

### 2 基本理念

### 3 取組内容

	(参考)第5章の該当予定箇所
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
①地域連携ネットワークの構築	基本目標3(3)
②中核機関の整備	基本目標3(3)
③成年後見人等の養成・支援	基本目標1(3)
2 利用者がメリットを実感できる制度の運用	
①支援が必要な人の発見と早期からの相談対応	基本目標3(3)
②意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	基本目標3(3)
3 制度の利用促進	
①制度の周知・啓発	基本目標1(1) 基本目標3(3) 基本目標4(1)
②制度の利用支援	基本目標3(3) 基本目標4(3)

### 4 成果指標

### 5 推進体制



## 第8章 西東京市再犯防止推進計画

(掲載項目 例)

### 1 計画策定の趣旨等

(1)趣旨目的

(2)計画の位置付け

(3)計画の期間

(4)計画に基づく再犯防止施策の対象者

### 2 基本理念

### 3 取組内容

	(参考)第5章の該当予定箇所
1 居場所・住居確保・就労の支援	基本目標2(2) 基本目標3(2) 基本目標6(3)
2 保健医療、福祉サービス、相談支援の利用促進	基本目標4(1)(2)
3 学校等と連携した非行防止と修学支援	基本目標3(2)
4 犯罪のない安全で安心な地域づくり	基本目標3(2) 基本目標5(2)
5 更生支援のための関係機関、民間協力者等との連携体制の整備	基本目標2(1) 基本目標3(2) 基本目標2(3)

### 4 成果指標

### 5 推進体制

## 資料編

以下項目を更新(最終案の段階で掲載)。

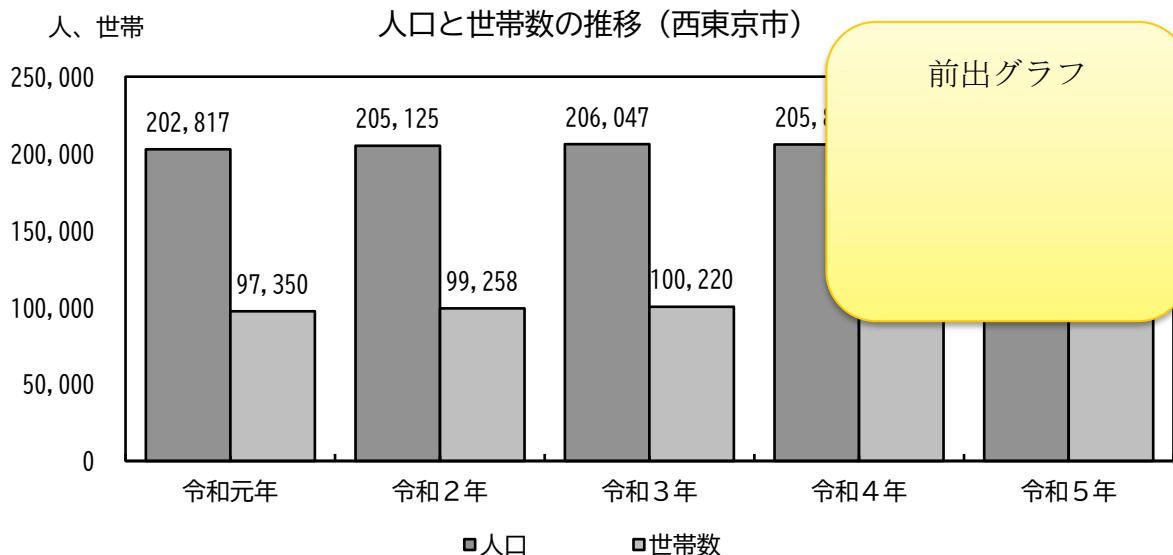
- 1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿
- 2 策定経過
- 3 用語解説

## 4 統計データ

### (1)人口・世帯数の推移

人口は、令和3年まで、毎年、増加していました。令和4～5年は205,000人台で高止まりしています。

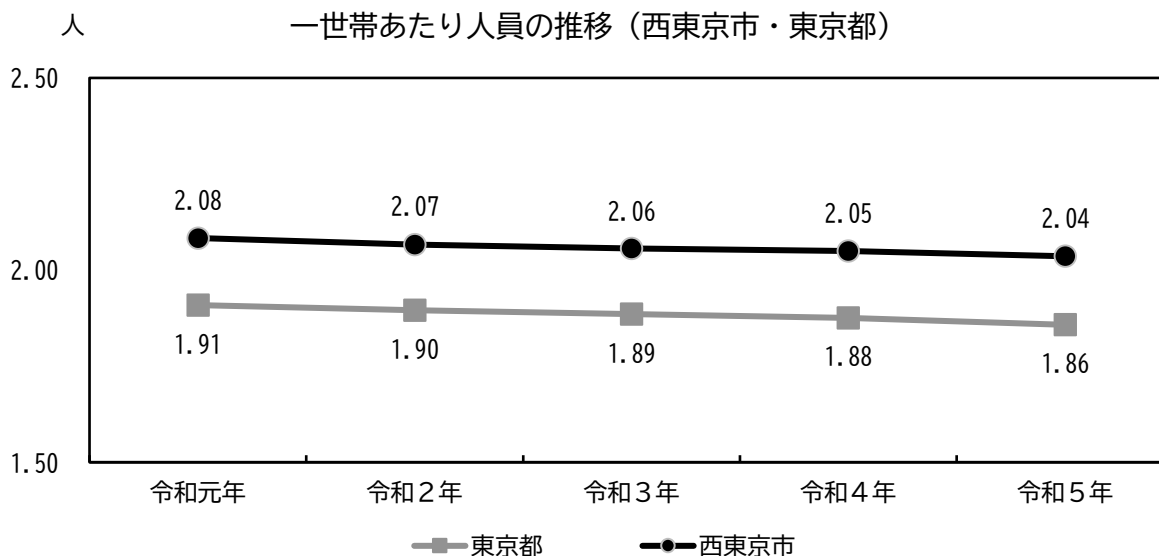
世帯数は、令和元年以降、毎年、増加しています。



資料：東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（各年1月1日現在）  
統計にしとうきょう（平成31年版～令和4年版）（各年1月1日現在）

### (2)一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員は、東京都を上回るものの、令和元年以降、減少傾向にあります。

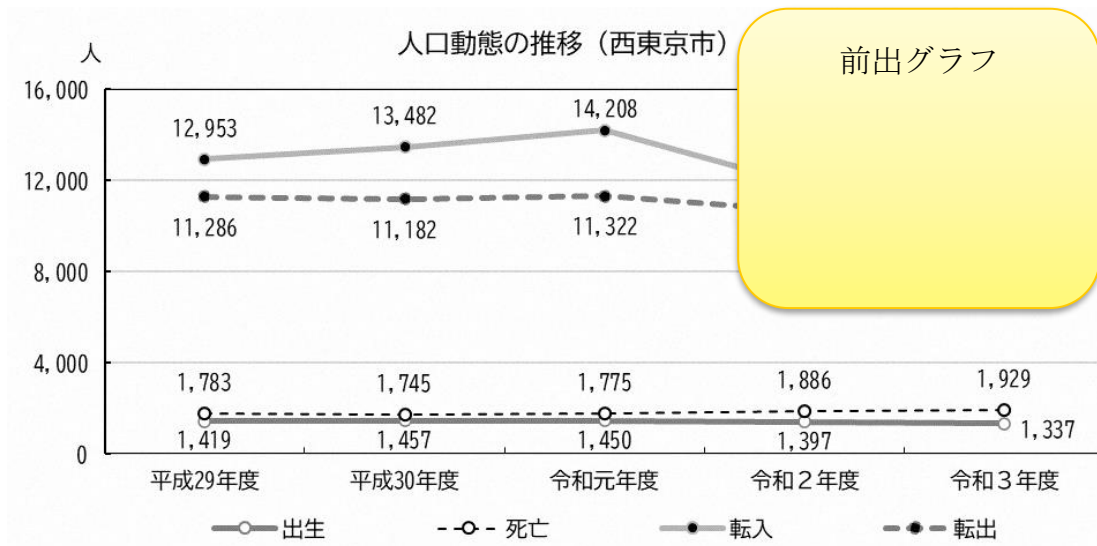


資料：東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（各年1月1日現在）  
統計にしとうきょう（平成31年版～令和4年版）（各年1月1日現在）

### (3)人口動態

令和2年度から転入数の増加が鈍化しています。そのため、転入数が転出数を上回る社会増が縮小しています。

出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減が少しずつ拡大しています。

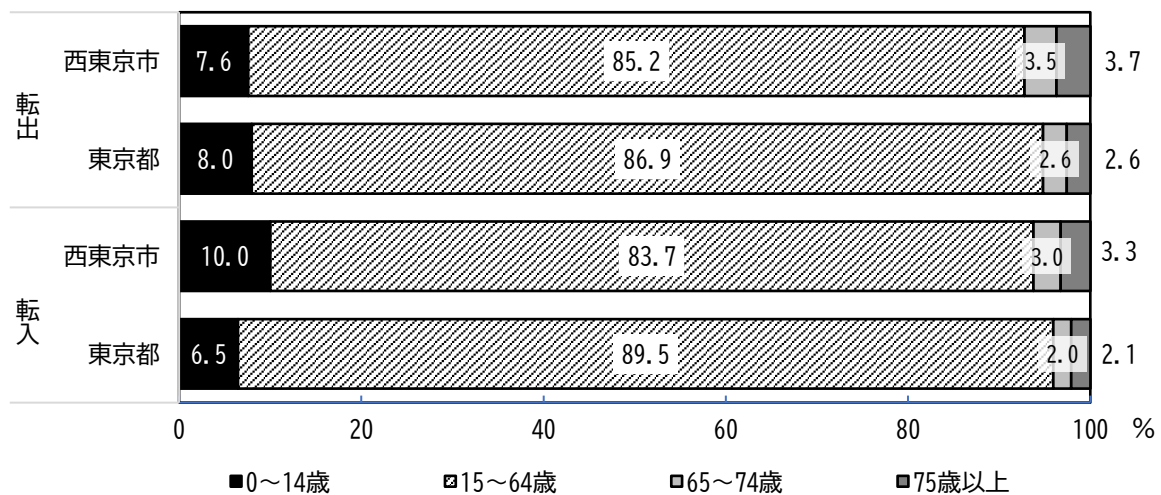


資料：統計にしようきょう（平成30年版～令和4年版）

### (4)年齢4区分ごとの社会動態

社会動態の年齢4区分別割合を東京都と比較すると、本市の0～14歳の転入割合が東京都よりも多くなっています。

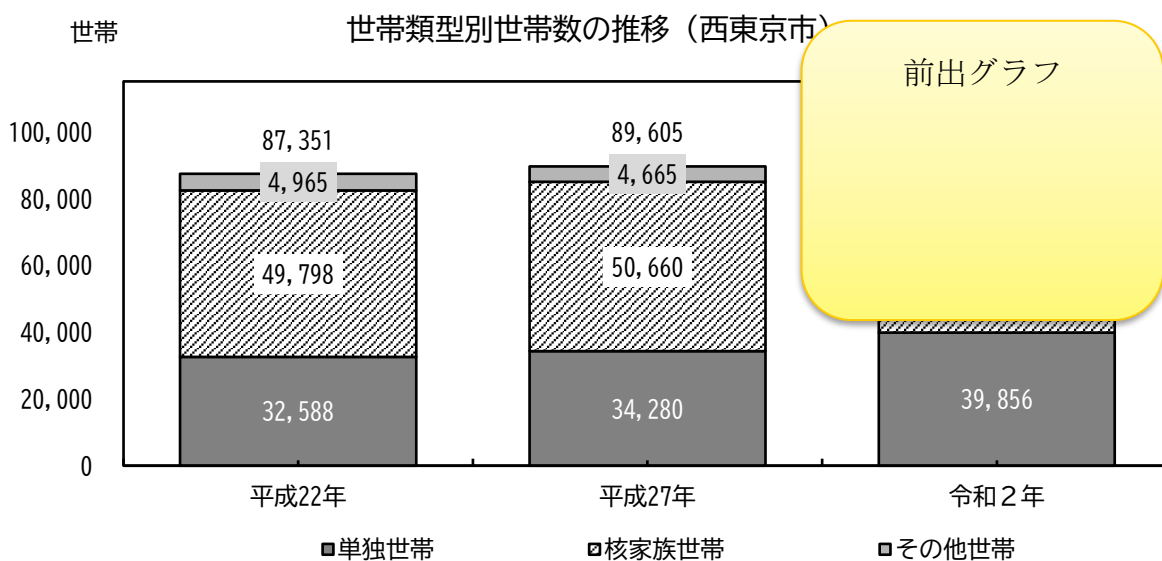
社会動態の年齢4区分別割合（西東京市・東京都）



資料：東京都住民基本台帳人口移動報告（令和3年）

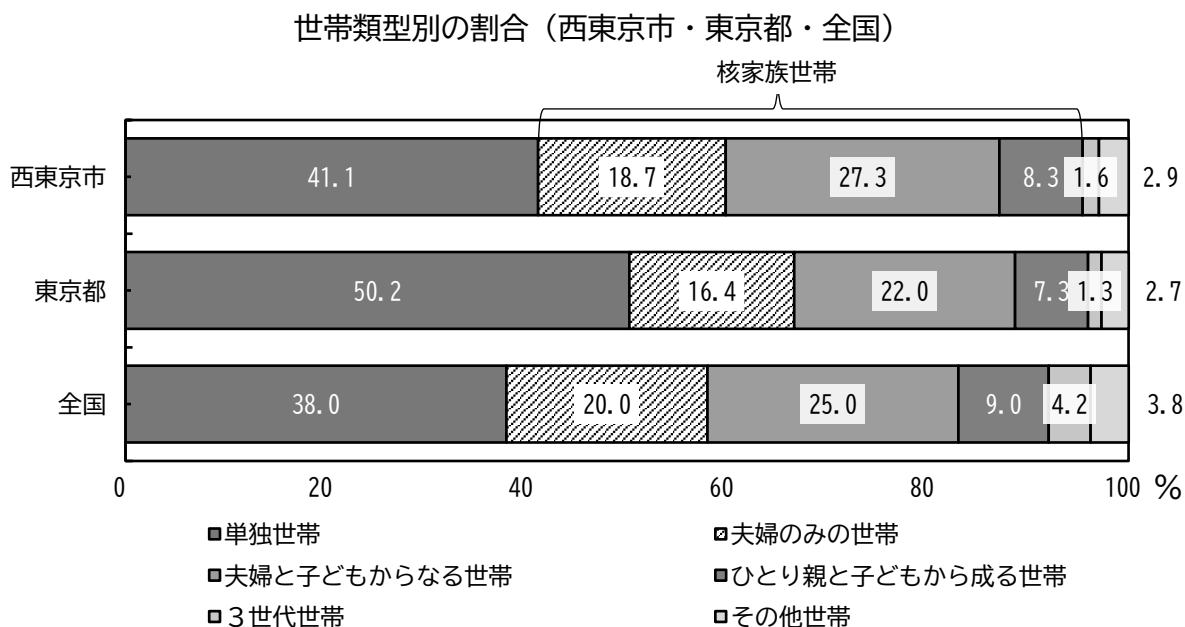
### (5)世帯類型別の状況

国勢調査の世帯類型別世帯数をみると、単独世帯と核家族世帯が増加しています。特に単独世帯が平成27年から令和2年にかけて5,000世帯以上増加しました。



資料：国勢調査「都道府県・市区町村別の主な結果」（平成22～令和2年）

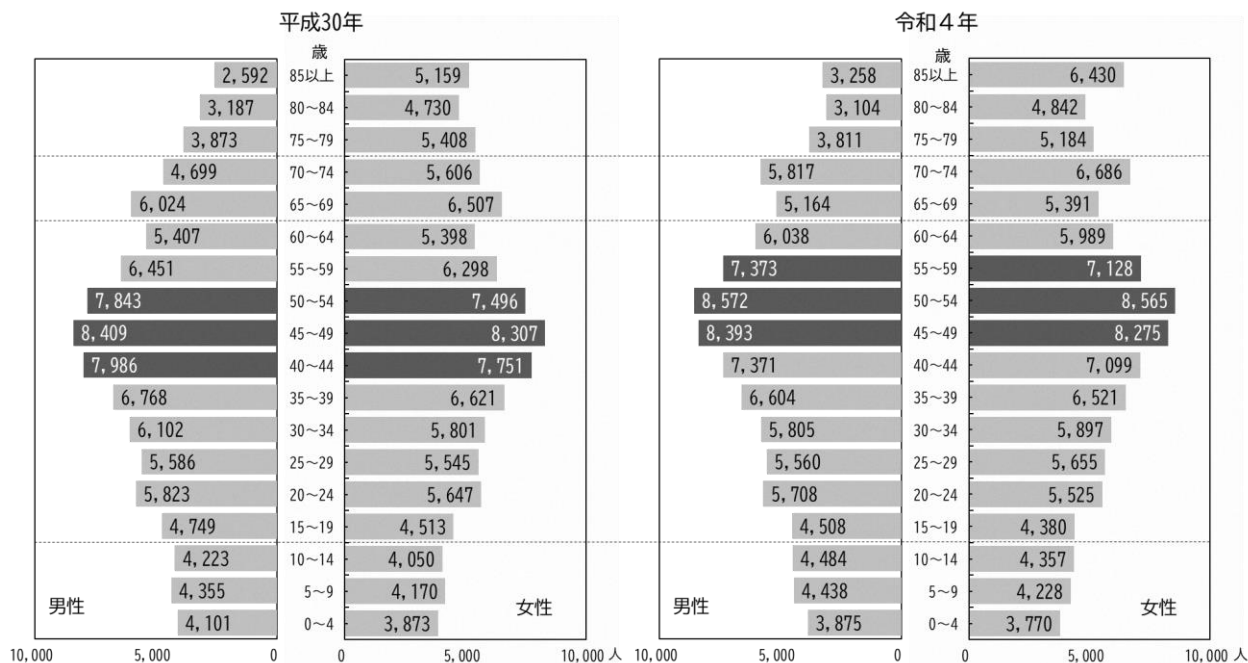
世帯類型別の割合を全国・東京都と比較すると、本市は東京都より単独世帯の割合が少なく、核家族世帯の割合をみると、本市54.3%、東京都45.7%、全国54.1%であり、東京都より多くなっています。



資料：国勢調査「都道府県・市区町村別の主な結果」（令和2年）

## (6)人口ピラミッド（年齢別人口）

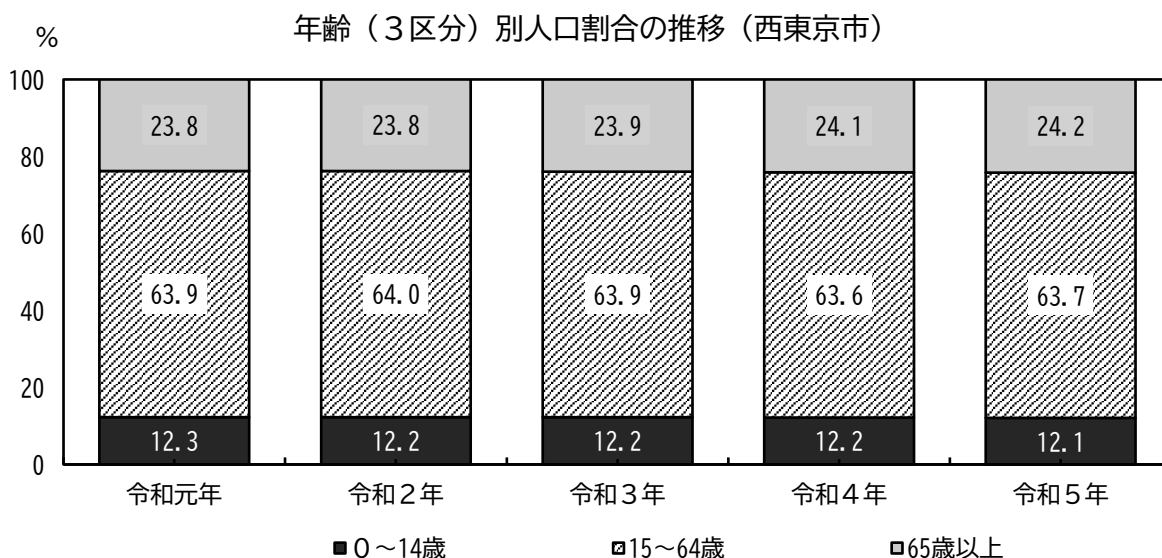
人口ピラミッド（年齢別人口）で平成30年と令和4年を比較すると、人口が最も多い年齢層は男女ともに40～54歳から45～59歳に移動しており、全体として高齢化が進んでいます。一方、男女ともに0～4歳が少なくなっています。



資料：住民基本台帳年齢階級別人口（総数、平成30年・令和4年、各年1月1日現在）

## (7)年齢（3区分）別人口割合の推移

年齢（3区分）別人口割合は、0～14歳及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

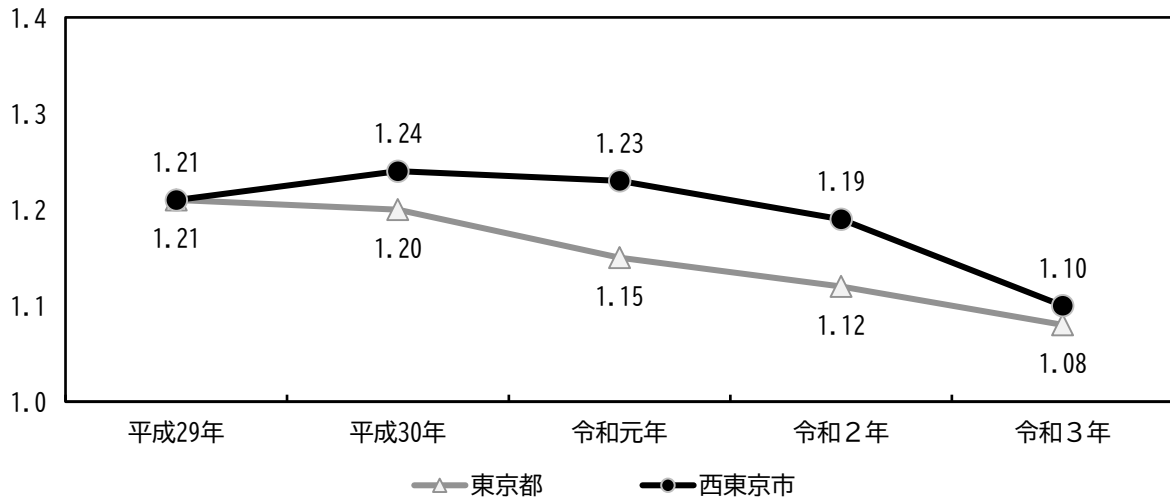


資料：住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）（令和元年～令和4年、各年1月1日現在）  
統計にしよう（令和4年版）（令和5年1月1日現在）

### (8)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成30年以降、低下傾向が顕著であり、令和3年に東京都とほぼ同じ水準となりました。

合計特殊出生率の推移（西東京市・東京都）

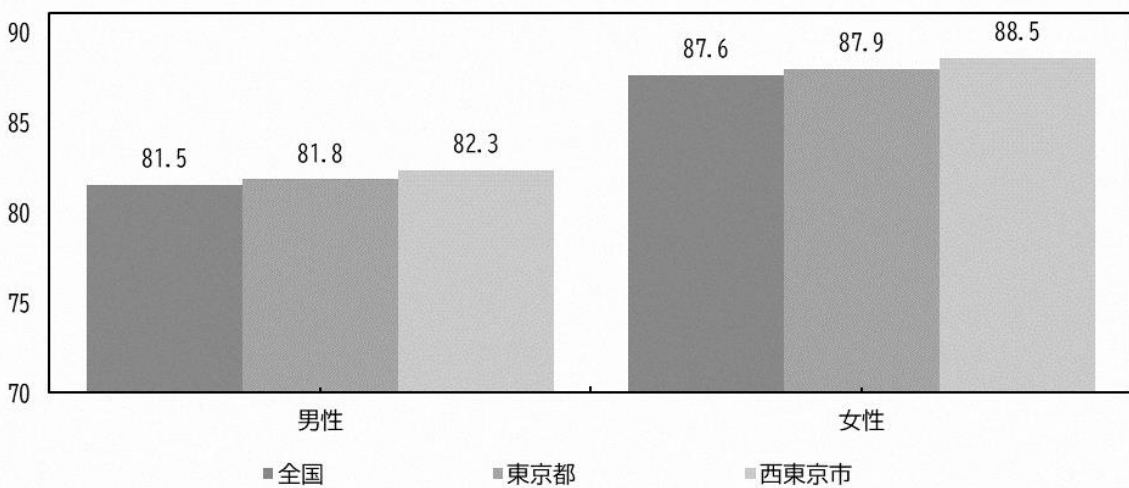


資料：東京都人口動態統計

### (9)平均寿命・健康寿命

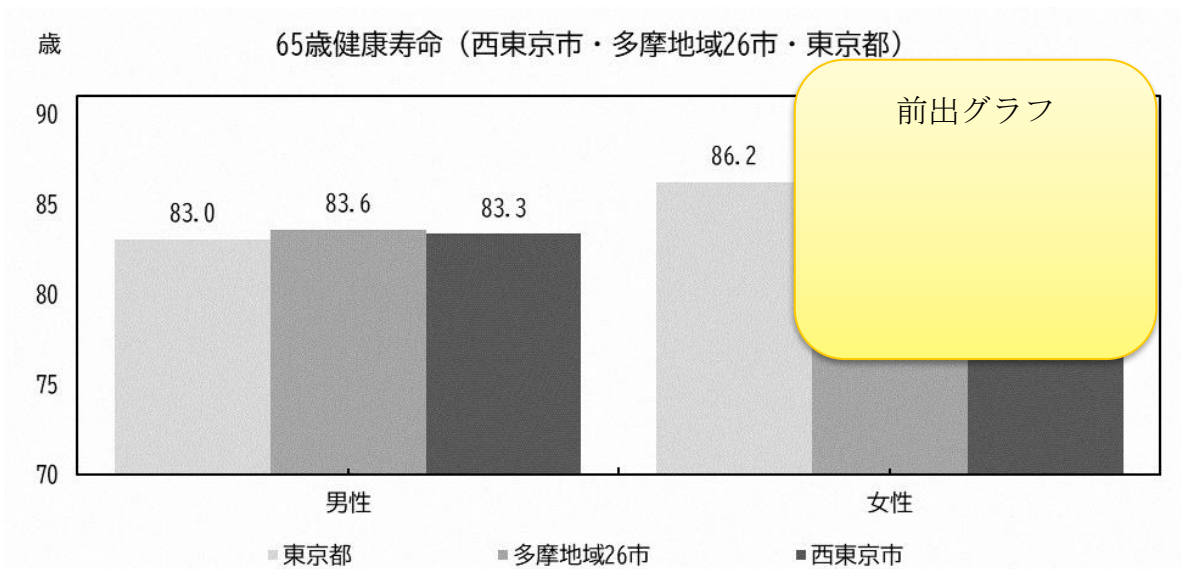
平均寿命は、男性が82.3歳、女性が88.5歳となっており、全国・東京都を上回っています。

平均寿命（西東京市・東京都）



資料：令和2年市区町村別生命表（厚生労働省 人口動態・保健社会統計室）

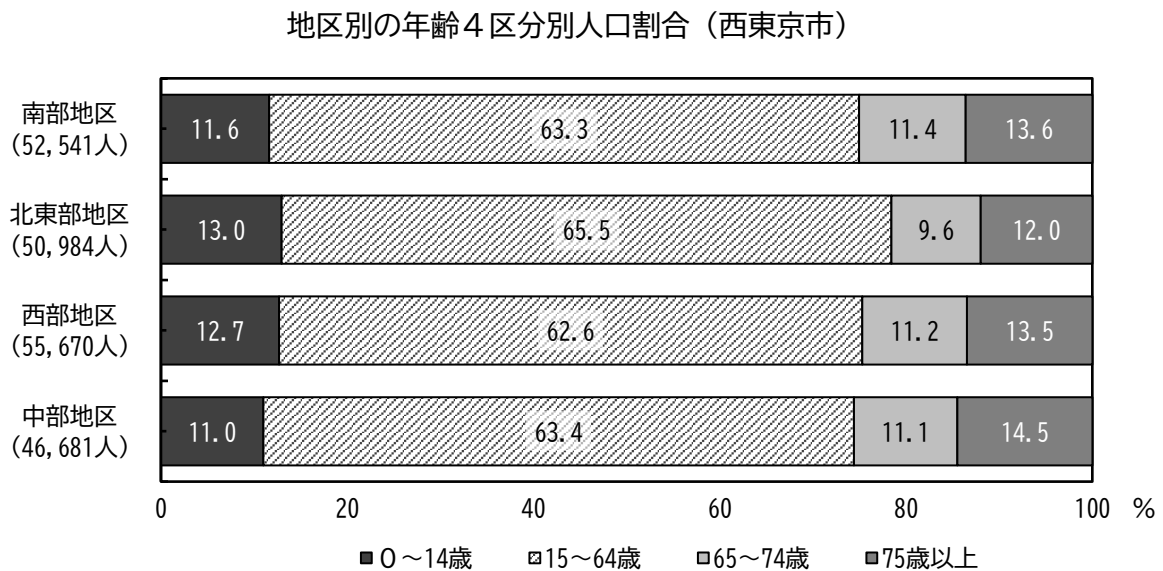
健康寿命は、男性が83.3歳、女性が86.1歳となっており、多摩地域26市平均をわずかに下回ります。東京都と比べると、男性は上回り、女性はわずかに下回ります。



定義：要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合  
資料：令和3年 65歳健康寿命算出結果区市町村一覧（東京都保健政策部）

#### (10)地区別の年齢4区分別人口割合

地区別の年齢4区分別人口割合を見ると、0～14歳は北東部地区13.0%、15～64歳は北東部地区65.5%、65～74歳は南部地区11.4%、75歳以上は中部地区14.5%となっており、他の地区に比べてやや多くなっています。

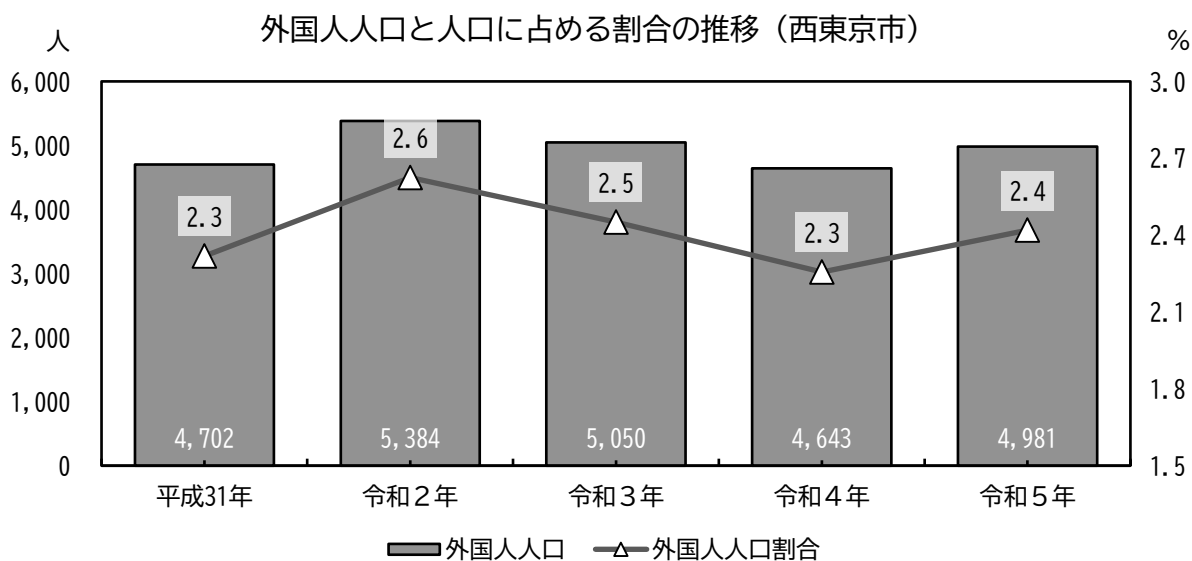


資料：統計にしとうきょう（令和4年版）（令和5年1月1日現在）



### (11)外国籍市民の推移

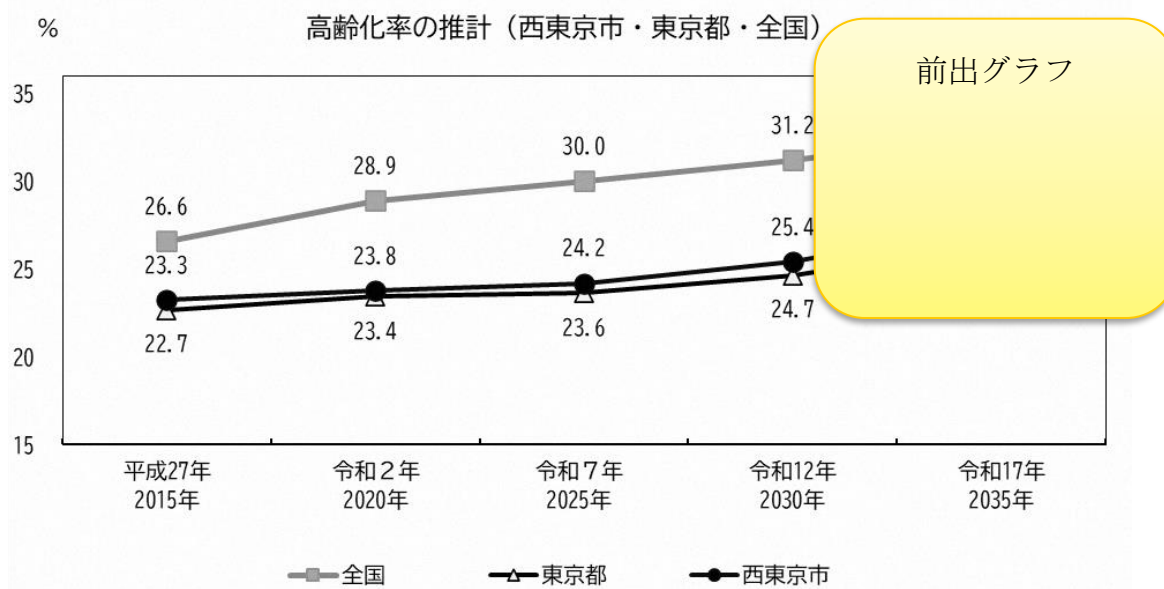
外国人人口は、令和2年から令和4年まで減少しましたが、令和5年は増加しています。外国人人口割合は2.5%前後と横ばいです。



出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

### (12)高齢化の将来推計

本市の高齢化率の将来推計を見ると、平成27年（実績）の23.3%から令和12（2030）年は25.4%、令和17（2035）年は27.6%に上昇すると推計されています。

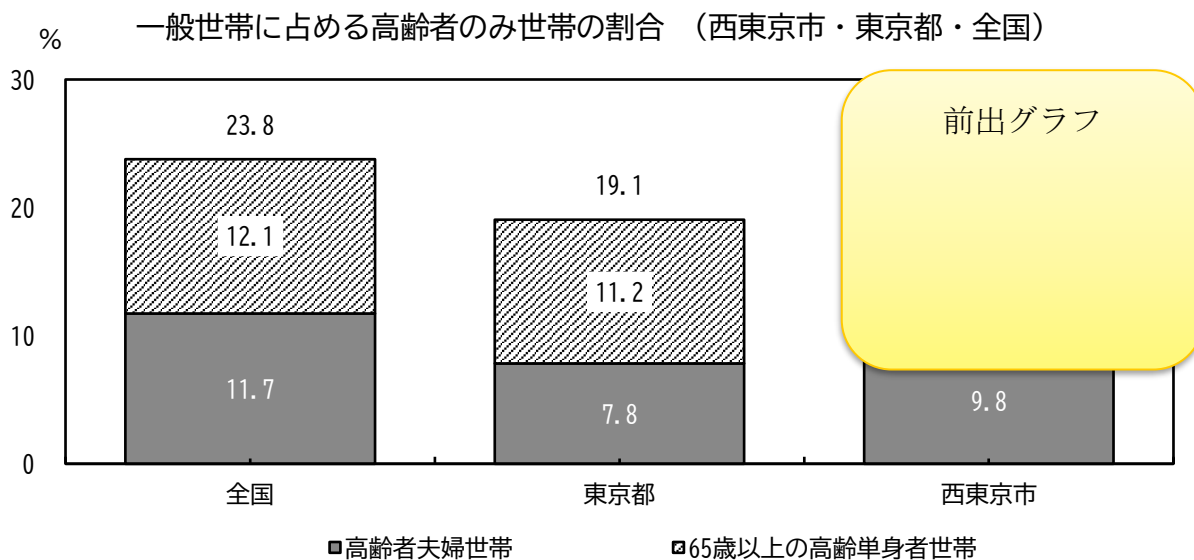


注：全国・東京都は令和2年以降推計値、西東京市は令和7年以降推計値

資料：全国・東京都…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」  
西東京市…人口推計調査報告書（令和4年11月）

### (13) 高齢者のみ世帯の状況

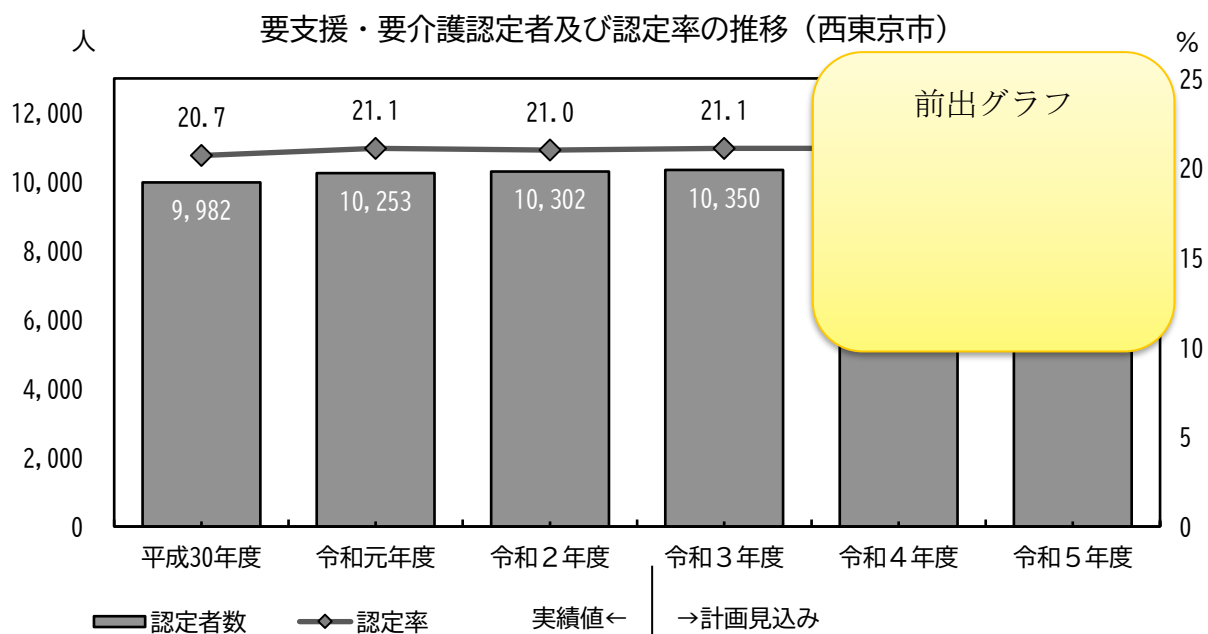
本市の一般世帯に占める高齢者のみ世帯の割合は21.4%、そのうち、高齢者夫婦世帯の割合は9.8%、65歳以上の高齢単身者世帯の割合は11.6%となっており、いずれも東京都より高くなっています。



定義：高齢者夫婦世帯…夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯  
65歳以上の高齢単身者世帯…65歳以上の単独世帯  
資料：国勢調査（令和2年）人口等基本集計

### (14) 介護保険の認定状況

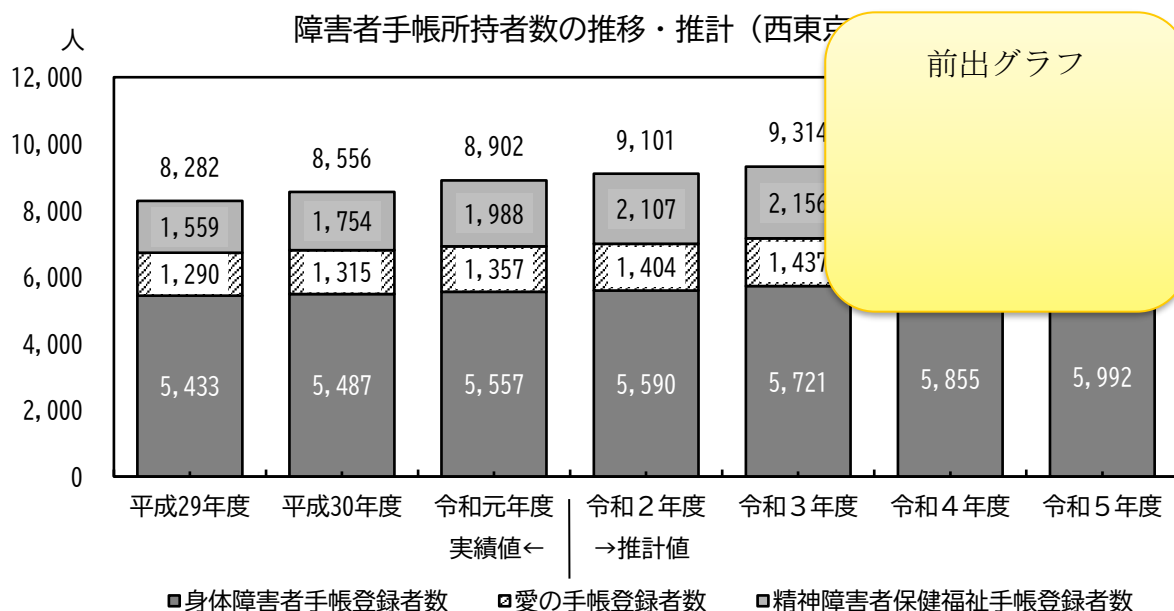
要支援・要介護認定者及び認定率は、令和2年度までの3年間は横ばいとなっています。市介護保険事業計画では令和5年度まで21.1%の認定率が続く見込んでいます。



資料：西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

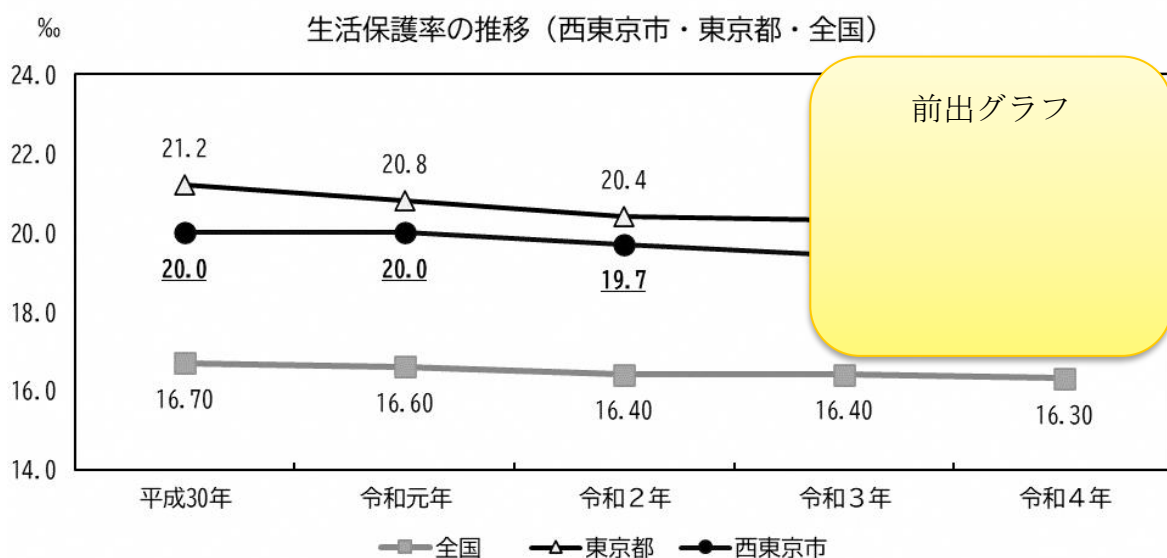
### (15)障害者の状況

障害者手帳所持者数の推移（実績）を見ると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあります。市の障害者及び障害児に係る福祉計画では、令和5年度には3つの手帳所持者合計で9,755人と推計しています。



### (16)生活保護の状況

本市の生活保護率は、全国より高く、東京都より低い水準で推移しています。



## 5 各種調査結果概要

現行計画と同様、調査結果を掲載するか、策定・普及推進委員会の意向を確認。

また、掲載する場合、どのような内容を掲載するかなど、策定・普及推進委員会の意向を確認（本編の内容が確定した後、協議・決定も可）。

（参考 現行計画）P80～97

- (1) アンケート調査結果・・・単純集計結果（①市民 ②民生委員・児童委員）
- (2) 地区懇談会結果 ……各圏域で挙げられた地域の困りごと
- (3) 団体・事業者調査結果・・・①アンケート結果抜粋概要、②ヒアリング結果概要